

村上市地域防災計画

(水防計画編)

改訂 (案) Ver. 2.0

平成 26 年 12 月 改訂

目 次

村上市地域防災計画（水防計画編）

第1章 総則	
第1節 目的	1-1
第2節 用語の定義	1-1
第3節 水防の責任等	1-2
第4節 水防計画の作成および変更	1-4
第5節 津波における留意事項	1-4
第6節 安全配慮	1-5
第2章 水防体制	
第1節 水防配備体制	2-1
第2節 水防組織体制	2-2
第3節 関係機関の連絡系統	2-7
第3章 重要水防箇所	
第1節 河川関係重要水防箇所	3-1
第2節 海岸関係重要水防箇所	3-1
第3節 水防上巡視を必要とする構造物箇所	3-1
第4章 予報及び警報	
第1節 気象庁が行う予報及び警報	4-1
第2節 洪水予報河川における洪水予報	4-7
第5章 水位等の観測、通報及び公表	
第1節 水位、雨量及び潮位の観測所	5-1
第2節 水位等の通報及び関係機関への周知	5-4
第6章 水防警報及び水防情報の提供	
第1節 水防警報	6-1
第2節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者	6-2
第3節 水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所	6-2
第4節 水防警報及び水防情報提供の伝達系統	6-3
第5節 水防警報及び水防情報提供の例示	6-6
第6節 （参考）三面川・荒川の洪水到達時間	6-11
第7章 気象予報等の情報収集	7-1
第8章 水防活動	
第1節 水防配備	8-1
第2節 巡視及び警戒	8-1
第3節 水防作業	8-2
第4節 警戒区域の指定	8-2
第5節 避難のための立退き	8-3
第6節 決壊の通報及び措置	8-3
第7節 水防解除	8-3
第9章 ダム・水門等の操作	
第1節 ダム・水門等	9-1
第2節 水門の操作等	9-1
第3節 操作の連絡	9-2

第4節	連絡系統	9-2
第10章	通信連絡	
第1節	通信状態の確認	10-1
第2節	要配慮者に対する配慮	10-1
第3節	通信の確保	10-1
第11章	水防施設及び輸送	
第1節	水防倉庫及び水防資器材	11-1
第2節	輸送の確保	11-1
第12章	水防信号、水防標識等	
第1節	水防信号	12-1
第2節	水防標識	12-1
第3節	身分証票	11-2
第13章	防災関係機関の相互協力体制	
第1節	河川管理者の協力	13-1
第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	13-1
第3節	警察官の援助要求	13-1
第4節	自衛隊の派遣要請	13-1
第5節	国（羽越河川国道事務所、新潟地方気象台）との連携	13-2
第6節	他市町村に対する応援要請	13-2
第7節	消防機関に対する広域応援要請	13-2
第8節	企業（地元建設業等）との連携	13-2
第9節	住民、自主防災組織等との連携	13-2
第14章	費用負担と公費負担	
第1節	費用負担	14-1
第2節	公費負担	14-1
第15章	水防報告等	
第1節	水防概況報告	15-1
第2節	水防活動実績報告	15-1
第3節	水防報告の例示	15-2
第16章	水防訓練	16-1
第17章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	
第1節	浸水想定区域の指定・公表	17-1
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	17-1
第3節	洪水ハザードマップ	17-1
第4節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	17-1
第18章	津波に対する水防活動について	
第1節	水防配備	18-1
第2節	水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者	18-1
第3節	水防警報及び水防情報提供の伝達系統	18-2
第4節	津波対応	18-2
第19章	水防協力団体	
第1節	水防協力団体の指定	19-1
第2節	水防協力団体の業務	19-1
第3節	水防協力団体の水防団等との連携	19-1
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	19-1

参考資料

2-1	避難勧告等の種類	1
2-2	避難ランクに応じた避難行動	1
3-1	重要水防箇所評定基準（国土交通省羽越河川国道事務所管理：荒川）	2
3-2	重要水防箇所（国土交通省羽越河川国道事務所管理）	3
3-3	重要水防箇所評定基準（新潟県管理）	5
3-4	重要水防箇所（新潟県管理）	6
3-5	海岸重要水防箇所評定基準（新潟県管理）	9
3-6	海岸重要水防箇所（新潟県管理）	10
3-7	水防上巡視を必要とする構造物	11
5-1	指定水位観測所	12
5-2	その他水位観測所	12
8-1	水防工法一覧表	13
9-1	ダム・水門一覧	15
9-2	羽越河川国道事務所直轄樋門 退避目安水位	15
9-3	操作の連絡（三面ダム）	16
9-4	〃（奥三面ダム）	17
9-5	〃（猿田ダム）	18
9-6	〃（大石ダム）	19
9-7	〃（岩船ダム）	20
11-1	水防資器材等	21
15-1	水防活動報告書	23
17-1	要配慮者利用施設一覧	24
18-1	水防警報の発表形式（例：津波）	25

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体たる村上市が、同法第33条第1項の規定に基づき、村上市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、村上市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。（本計画では、断りのない場合は村上市を指す。）
2 指定水防管理団体	村上市…昭和55年度指定 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
3 水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。（本計画では、断りのない場合は村上市長を指す。）
4 消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。
5 消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第4項）。
6 水防団	法第6条に規定する水防団をいう。（本計画では、断りのない場合は村上市消防団を指す。以下、本計画では「消防団」と記載する。）
7 量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
8 水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
9 洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
10 水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

11 水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた <u>はん濫危険水位</u> （特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
12 水位到達情報	水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた <u>はん濫危険水位</u> （特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、はん濫注意水位（警戒水位）、 <u>避難判断水位</u> への到達情報、はん濫発生情報のことをいう。
13 水防団待機水位（通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
15 はん濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。 <u>水防団の出動の目安となる水位である。</u> 量水標管理者は、量水標等の示す水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
15 避難判断水位	はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。 <u>市長村長の避難準備情報発表の目安となる水位である。</u>
16 <u>はん濫危険水位（特別警戒水位）</u>	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位をいう。 <u>市長村長の避難勧告等の発表の目安となる水位である。水位周知河川については、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</u>
17 重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
18 浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

※ 市では消防機関が水防事務を処理し、水防団は設置しない（法第5条第2項）。

「洪水時における情報提供の充実について」H26.4.8に基づいた記載とする。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理者（市）の責任

洪水、津波、高潮又は高波により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑦ 警戒区域の設定（法第21条）

水防計画編 第1章 計画の趣旨

- ⑧ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑨ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑩ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑪ 公用負担（法第28条）
- ⑫ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑬ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑭（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑮（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ⑯ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ⑲ 消防事務との調整（法第50条）

（2）県の責任

洪水、津波、高潮又は高波により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知並びに水防資機材の提供等、河川法（昭和39年法律第167号、以下同じ。）第22条の2に定める水防管理団体が行う水防への協力を行う等、水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第5項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧ 水位情報の通知及び周知（法第13条）
- ⑨ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑩ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑫ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑬ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑭ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑮ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑯ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑰ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（3）国土交通省の責任

洪水、津波、高潮又は高波により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知並びに水防資機材の提供等、河川法第22条の2に定める、水防管理団体が行う水防への協力を行う責任を有する。

また、洪水、津波、高潮又は高波によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する責任を有する。このため、次のような事務を行う。

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

水防計画編 第1章 計画の趣旨

- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
 - ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - ④ 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - ⑤ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
 - ⑥ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - ⑦ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - ⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
 - ⑨ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ⑩ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (4) 気象庁の責任
- ① 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- (5) 居住者等の義務
- ① 水防への従事（法第24条）
 - ② 堤防その他の施設の決壊の通報（法第25条）
 - ③ 水防通信への協力（法第27条）
- (6) 水防協力団体の義務
- ① 決壊の通報（法第25条）
 - ② 決壊後の処置（法第26条）
 - ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ④ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
 - ⑤ 水防業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 水防計画の作成及び変更

水防管理者は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、村上市防災会議に諮るとともに、新潟県知事に届け出るものとする。また、水防管理者は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

「洪水」、「高潮又は高波」又は「津波警報等が解除される等、水防活動が安全に行える状態であつ必要と認める場合の津波」のいずれにおいても、消防団員や樋門操作員、樋門パトロール職員はそれぞれ自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

消防団員は避難誘導の際も、自身の安全を確保しなければならない。

【消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。
- ・夜間に水防工法を実施する場合、投光器等により作業場を十分明るくする。

第2章 水防体制

第1節 水防配備体制（津波に対する水防体制については、第18章を参照すること）

(1) 市の水防配備体制は、次のとおりとする。

水防配備体制	活 動 の 概 要
監視体制	市は、指定河川の警戒レベルが <u>水防団待機水位</u> を超えると予想されるとき又は水害の発生が予想されるときは、これらの事態が解消するまでの間、 <u>本庁総務課及び関係部署【都市整備課、農林水産課、消防本部、支所地域振興課及び支所産業建設課、など】</u> で自宅待機を含む監視体制をとる。 なお、状況により他部署を含む職員の登庁を指示する。
第1次配備 (警戒体制)	市は、警戒レベルが <u>はん濫注意水位</u> に達したとき又は水害の危険が予想されるときは、これらの事態が解消するまでの間、警戒体制を取ることとし、関係職員を登庁させ、情報連絡その他に従事させる。 なお、状況によっては、災害警戒本部体制に必要な要員を即時招集できる体制を確立しておく。
第2次配備 (災害警戒本部体制)	市は、気象等の警報が発令され、警戒レベルが <u>避難判断水位</u> に達すると予想されるとき、漏水や浸食により避難準備情報を発令する必要が生じたとき又は洪水や高潮により被害が発生するおそれがあると認められるときは、その危険が解消するまでの間、本庁総務課に災害警戒本部を、関係する各支所地域振興課に災害警戒支部をそれぞれ設置し、水防事務が円滑に遂行できる体制を整えるものとする。 また、必要に応じて、避難所を開設するとともに、事態の推移に応じ、第3次配備に移行できる体制を確立しておく。
第3次配備 (災害対策本部体制)	<u>はん濫危険水位</u> に達したとき、洪水又は高潮により災害が発生したときは、対象地区に避難勧告を発令し、速やかに災害警戒本部から移行する。 (避難勧告、災害応急対応、指定避難所開設、など)

(2) 避難勧告の基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。なお、避難行動については、【資料2-1 避難勧告等の内容】【資料2-2 避難ランクに応じた避難行動】を参照のこと。

発令判断目安	水 位 と 判 断 基 準	水防配備体制
	・ <u>水防団待機水位</u> (通報水位) を超えると予想されるとき。	監視体制
	・ <u>はん濫注意水位</u> (警戒水位) に達したとき。 <u>消防団出動目安</u> 。	第1次配備
	・ 1時間後に <u>避難判断水位</u> に到達すると予想され、引き続き水位が上昇すると見込まれるとき。	第2次配備
避難準備情報	・ <u>避難判断水位</u> に達し、引き続き水位が上昇すると見込まれるとき。	↓
避難勧告	・ <u>はん濫危険水位</u> (<u>特別警戒水位</u>) に達したとき。 ・ 河川はん濫のおそれがある。	第3次配備
避難指示	・ 堤防が決壊するおそれがあるとき。 (堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。)	↓
避難完了		

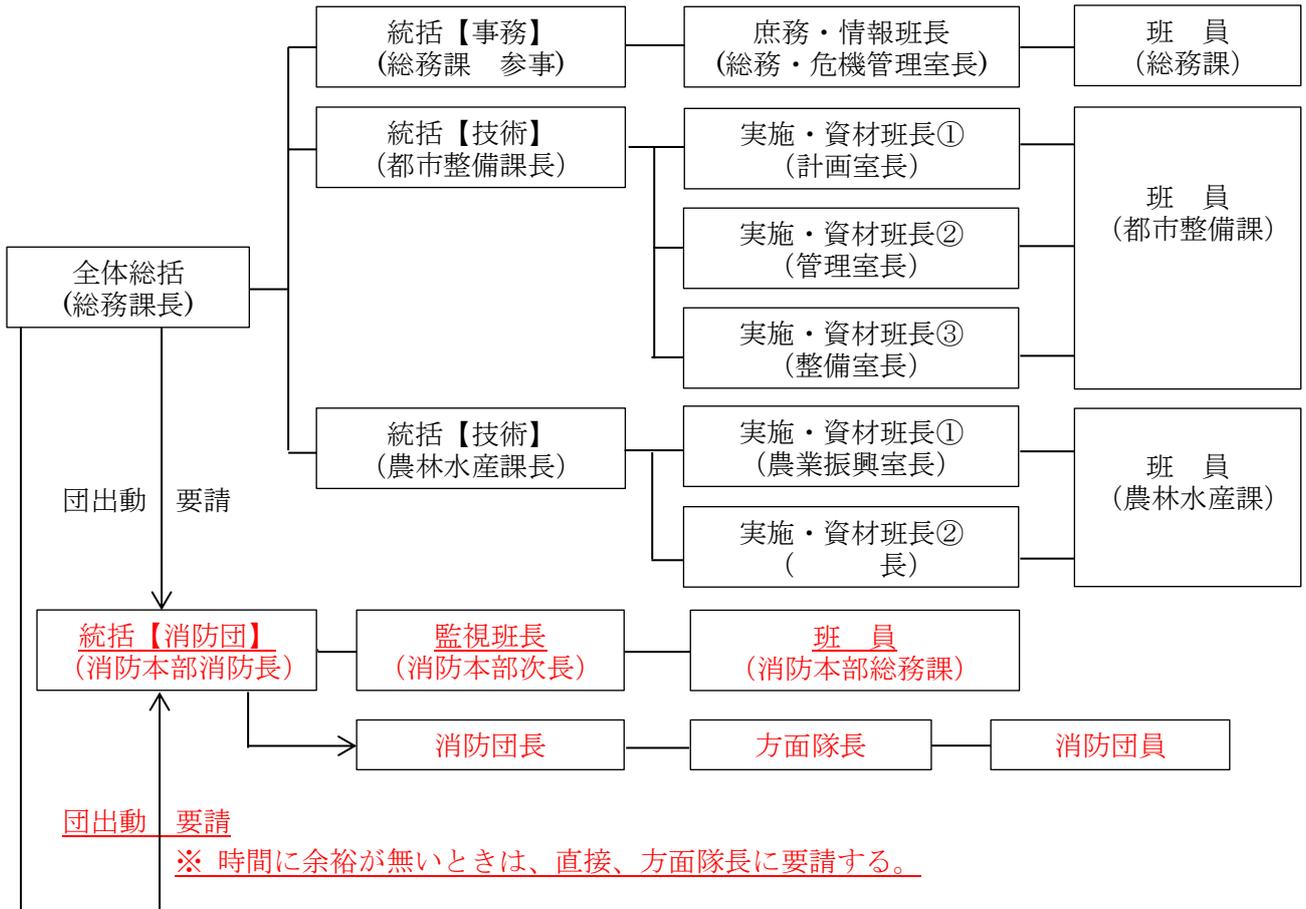
※ 漏水・浸食の危険性がある場合、80mm/h以上の降雨を観測した場合には、水位によらず対応する。

第2節 水防組織体制

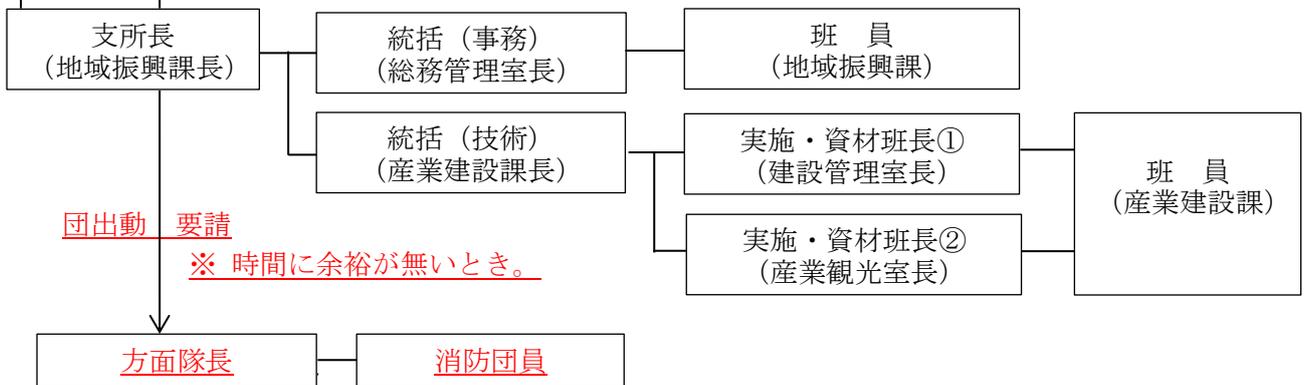
水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれが無くなったと認められるときまで、市は、次の組織で事務を処理する。また、県の体制に合わせ必要となった対応は、関係課で処理する。なお、村上市災害警戒本部が設置されたときは、同本部に統合されるものとする。

(1) 監視体制

① 本庁の監視体制は、次図のとおりとする。



② 支所の監視体制は、次図のとおりとする。



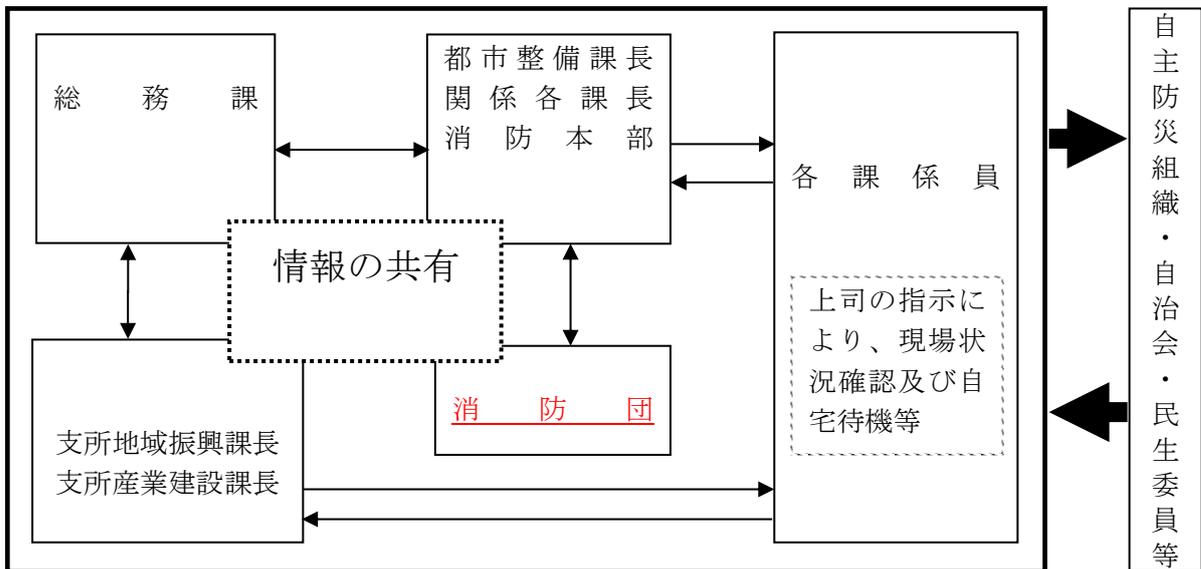
③ 監視体制時の事務分掌等

庶務・情報班 (総務課) <u>(支所 地域振興課)</u>	<u>1 各種災害情報(雨量・ダム情報・水位情報等)の収集に関すること</u> <u>2 関係各課への情報提供に関すること</u> <u>3 事前会議の開催に関すること</u> <u>4 第1次配備(警戒体制)への移行に関すること</u> <u>5 住民等からの照会に対する対応に関すること</u> <u>6 被害状況等の取りまとめ及び報告に関すること</u>
実施・資材班 (都市整備課) <u>(支所 産業建設課)</u>	<u>1 応急用資材の確認に関すること</u> <u>2 危険箇所等の監視に関すること</u> 3 道路・土木施設に係る被害状況の収集に関すること 4 応急対策の実施に関すること
実施・資材班 (農林水産課) <u>(支所 産業建設課)</u>	<u>1 応急用資材の確認に関すること</u> <u>2 危険箇所等の監視に関すること</u> 3 農林水産施設等の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること 4 農林水産業の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること
監視班 (消防本部【消防団】)	1 管轄内の危険箇所等の監視に関すること 2 異常事態の報告に関すること 3 応急対策の実施に関すること

※ 施設所管課は、施設の維持管理と関係施設への情報伝達・注意喚起を行う。
自宅待機による情報収集、情報共有、インターネットを利用した監視等を含む
 支所の事務分掌は、本庁に準ずる。なお、関係機関等への報告は、原則本庁から行う。

(2) 第1次配備(警戒体制)

市内に風水害等により災害が発生するおそれのあるときは、次のとおり警戒体制をとる。



① 配備場所 各執務室

② 設置の庁内周知及び連絡

警戒体制を配備しようとするとき、又は配備したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び各課の非常招集連絡網等により行う。

③ 警戒体制における職員の配備基準

水防計画編 第2章 水防組織

配備時期	<ul style="list-style-type: none"> ○水害の危険が予想されるとき ○指定河川の警戒レベルがはん濫注意水位に達したとき ○その他市長が特に必要と認めたとき 	
配備内容及び 登庁職員	<p>[災害警戒]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、関係機関連絡、応急措置 ○防災行政無線広報 	
職員の 出動体制 及び業務	登庁する 職員	<ul style="list-style-type: none"> ○総務課長、総務・危機管理室職員 ○各支所地域振興課長、総務管理室職員 ○都市整備課長、指定職員 ○農林水産課、指定職員 ○各支所産業建設課長、指定職員 ○消防本部消防長、指定職員 ○施設所管課長、指定職員 ○その他、上司の指示を受けた職員
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ○総務課、地域振興課 情報の収集、関係機関との連絡調整 関係所属長への連絡、災害警戒本部体制への移行準備、災害応急措置の指示 ○都市整備課、農林水産課、産業建設課、<u>消防本部（署・分署）</u> 地域内の情報収集、管轄内の危険箇所等の監視、<u>水防活動・災害応急措置の実施</u> ○施設管理課 施設の維持管理、地域内の情報収集・報告
警備員	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の受理、伝達 ○災害にかかわる情報を受理し、所定の連絡先に連絡する 	
施設建物管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○警備員又は当直者へ情報伝達 ○施設・建物の安全点検 施錠、火気、非常用水等の点検、来庁者、利用者等の安全確保、避難誘導 	
その他の職員	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅待機 	
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○管轄内の危険箇所等の監視 ○その他消防団の出動体制による 	

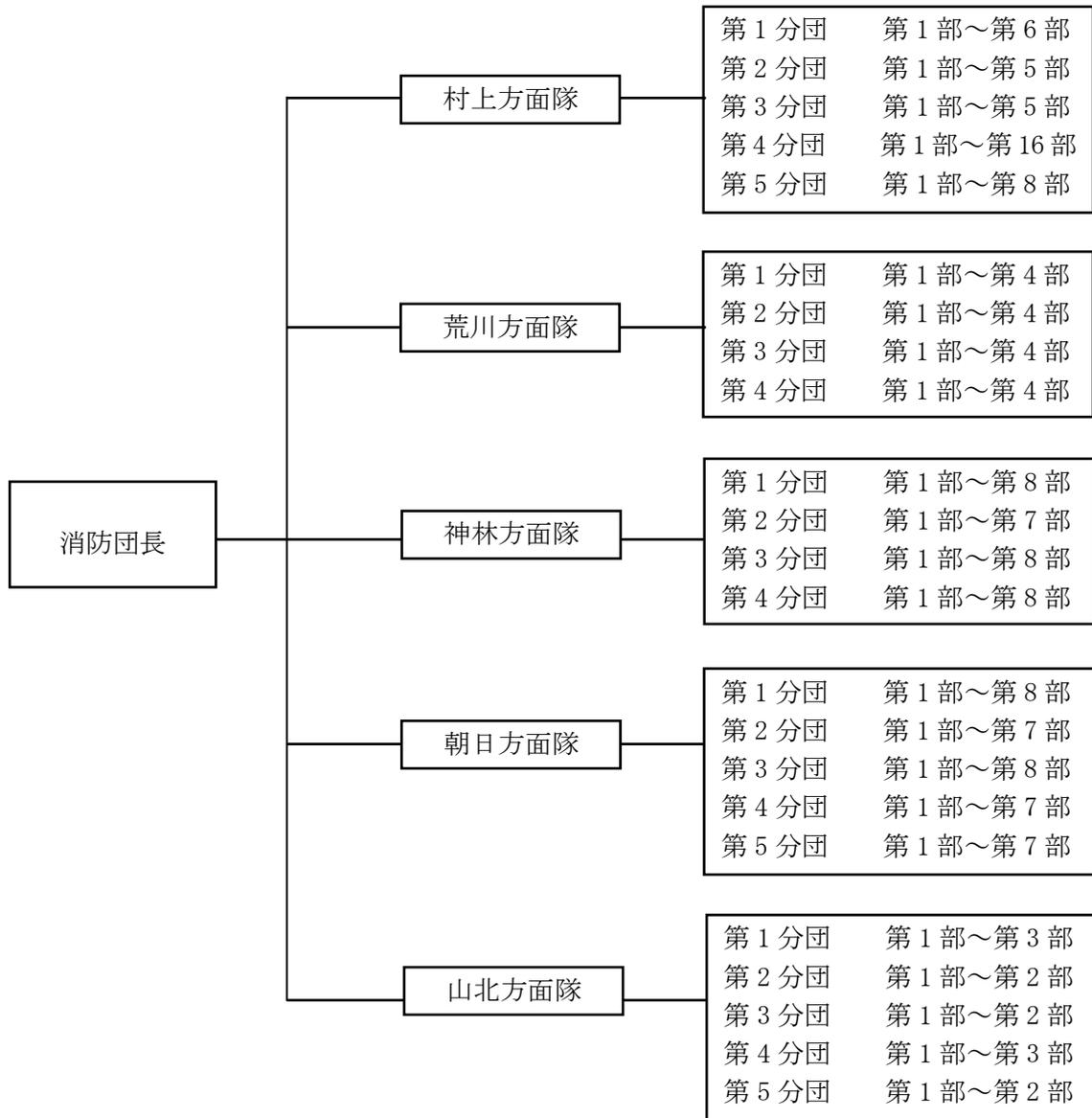
(3) 第2次配備（警戒本部及び支部）
村上市地域防災計画（風水害等対策編）第4章第1節を参照

(4) 第3次配備（災害対策本部及び支部）
村上市地域防災計画（風水害等対策編）第4章第1節を参照

水防計画編 第2章 水防組織

(5) 消防団の組織体制と管轄地域

① 消防団の組織体制は、次図のとおりとする。



2 3分団 1 3 6部

水防計画編 第2章 水防組織

② 消防団の管轄地域

ア 河川

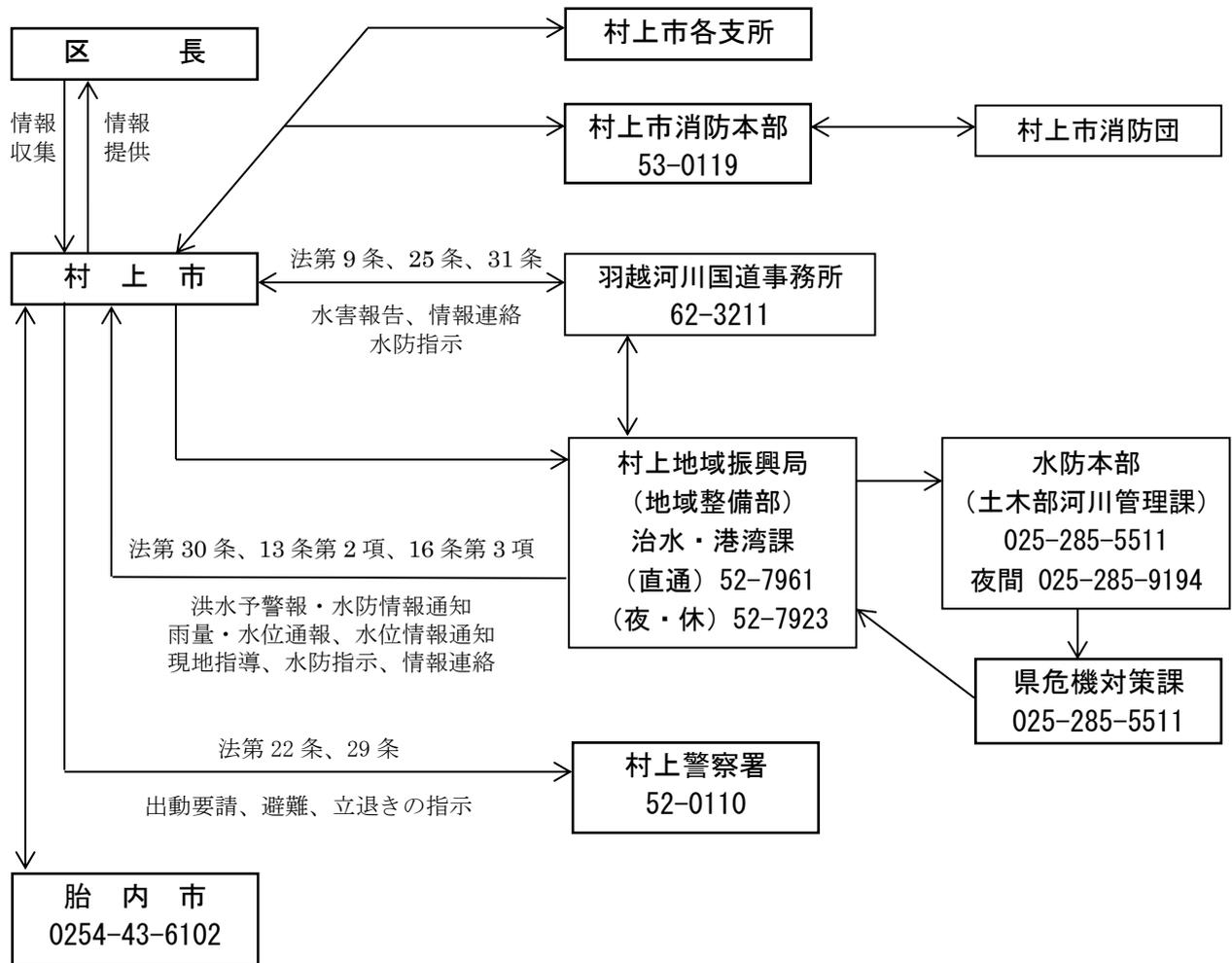
水系名	河川名	地区	警戒担当方面隊
一級河川 荒川	乙大日川、烏川、春木山大沢川、	荒川	荒川方面隊
	堀川	神林	神林方面隊
二級河川 大川	大川、大谷川、小俣川、水上沢川、 中継川、荒川	山北	山北方面隊
碁石川	碁石川	山北	山北方面隊
勝木川	勝木川、大毎川	山北	山北方面隊
蒲萄川	蒲萄川、水無川	山北	山北方面隊
脇川	脇川	山北	山北方面隊
笹川	笹川	山北	山北方面隊
桑川	桑川	山北	山北方面隊
三面川	三面川、門前川、山田川、 小谷川、高根川、前の川、 関口沢内川、大須戸川、荒沢川、 長津川、新屋沢内川、薦川、 小揚川、荃太川	村上、朝日	村上、朝日方面隊
石川	石川、百川、笛吹川	村上、神林	村上、神林方面隊

イ 海岸

海岸名	地区	警戒担当方面隊
荒川河口～塩谷	神林	神林方面隊
瀬波～馬下	村上	村上方面隊
浜新保～中浜	山北	山北方面隊

第3節 関係機関の連絡系統

村上市の主な水防関係機関の連絡系統は、次図のとおりとする。



※ 胎内川に関する情報

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等において水防上特に注意を要する箇所である。

第1節 河川関係重要水防箇所

国土交通省羽越河川国道事務所管理河川における重要水防箇所の評定基準は、資料3-1【荒川重要水防箇所評定基準（国土交通省羽越河川国道事務所管理）】のとおりであり、荒川の指定箇所は、資料3-2【重要水防箇所（国土交通省羽越河川国道事務所管理）】のとおりである。

また、県管理河川における重要水防箇所の評定基準は、資料3-3【重要水防箇所評定基準（新潟県管理）】のとおりであり、市内の設定箇所は、資料3-4【重要水防箇所（新潟県管理）】のとおりである。

第2節 海岸関係重要水防箇所

県管理海岸における重要水防箇所の評定基準は、資料3-5【海岸重要水防箇所評定基準（新潟県管理）】のとおりであり、市内の設定箇所は、資料3-6【海岸重要水防箇所（新潟県管理）】のとおりである。

第3節 水防上巡視を必要とする構造物箇所

市内の水防上巡視を必要とする構造物箇所は、資料3-7【水防上巡視を必要とする構造物】のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

新潟地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北陸地方整備局長及び新潟知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

水防計画編 第4章 予報及び警報

(大雨警報発表基準)

一時細分 区 域	市町村等を まとめた区域	市町村等	雨量基準	土壌雨量 指数基準
下越	岩船地域	村上市	平坦地：R1=50mm 平坦地以外：R1=80mm	101
※ 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※ 欄中、R1、R3 はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。 ※ 平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域。 ※ 土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。				

(大雨注意報発表基準)

一時細分 区 域	市町村等を まとめた区域	市町村等	雨量基準	土壌雨量 指数基準
下越	岩船地域	村上市	平坦地：R1=30mm 平坦地以外：R1=50mm	70
※ 「大雨警報発表基準」に準ずる。				

(洪水警報発表基準)

一時細分 分区域	市町村等を まとめた区域	市町村等	雨量基準	流域雨量 指数基準	複合 基準	指定河川洪水予 報による基準
下越	岩船地域	村上市	平坦地： R1=50mm 平坦地以外： R1=80mm	三面川流域=32 石川流域=17 門前川流域=8 高根川流域=23 小俣川流域=13	—	荒川[葛籠山]
※ 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。 ※ 欄中、R1、R3 はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。 ※ 平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域。 ※ 欄中、「○○川流域=○」は、「○○川流域の流域雨量指数○以上」を意味する。 ※ 基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。 ※ 「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、又は、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。						

(洪水注意報発表基準)

一時細分 分区域	市町村等を まとめた区域	市町村等	雨量基準	流域雨量 指数基準	複合 基準	指定河川洪水予 報による基準
下越	岩船地域	村上市	平坦地： R1=30mm 平坦地以外： R1=50mm	三面川流域=16 石川流域=14 門前川流域=6 高根川流域=18 小俣川流域=10	—	荒川[葛籠山]
※ 「洪水警報発表基準」に準ずる。						

水防計画編 第4章 予報及び警報

(高潮警報発表基準)

一時細分区域	市町村等をまとめた区域	市町村等	潮位基準
下越	岩船地域	村上市	1.5m
※ 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※ 潮位の基準面は、東京湾平均海面 (TP) である。 ※ 基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。			

(高潮注意報発表基準)

一時細分区域	市町村等をまとめた区域	市町村等	潮位基準
下越	岩船地域	村上市	1.0m
※ 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※ 潮位の基準面は、東京湾平均海面 (TP) である。 ※ 基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。			

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(津波警報・注意報等の種類)

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

① 津波警報等の種類と発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

水防計画編 第4章 予報及び警報

② 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※ 詳細は、地域防災計画（津波対策編）を参照のこと。

③ 緊急地震速報で用いる区域の名称

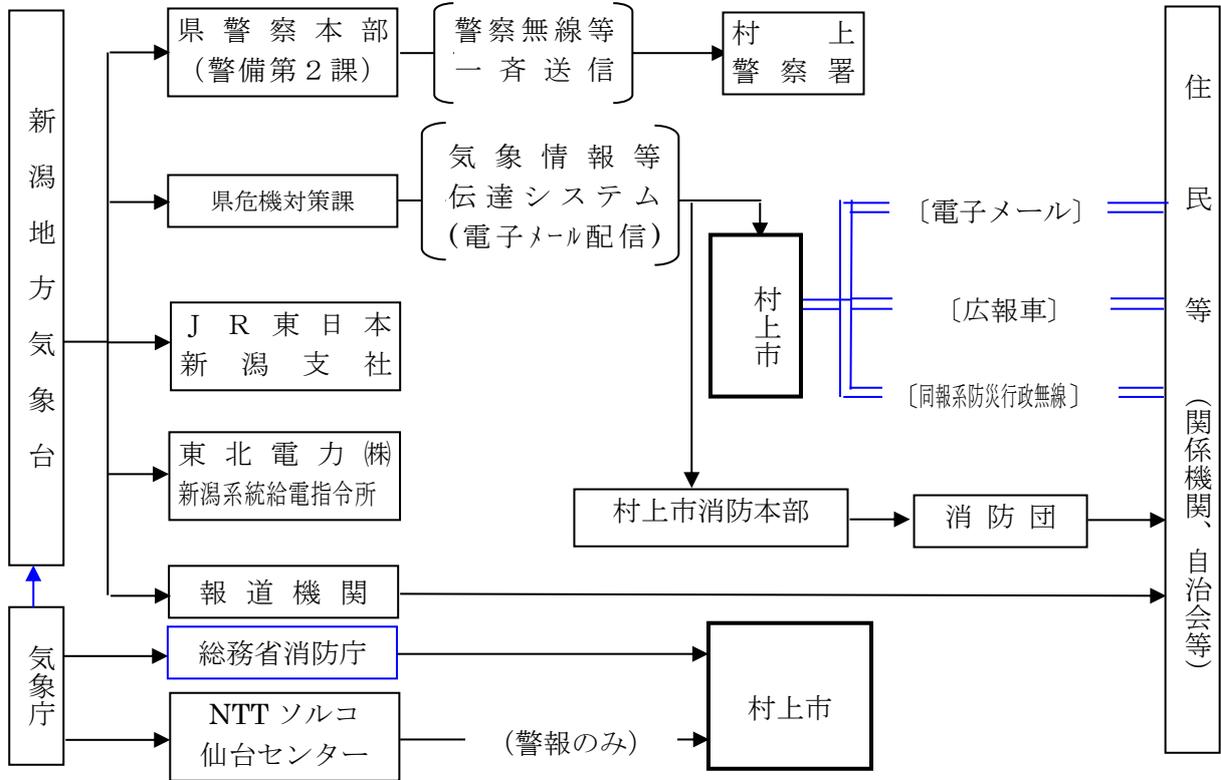
都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
新潟県	新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越	佐渡市以外
	新潟県佐渡	佐渡市

水防計画編 第4章 予報及び警報

(2) 警報等の伝達経路及び手段

伝達経路及び手段は、次の系統により行う。

① 気象警報・注意報の場合

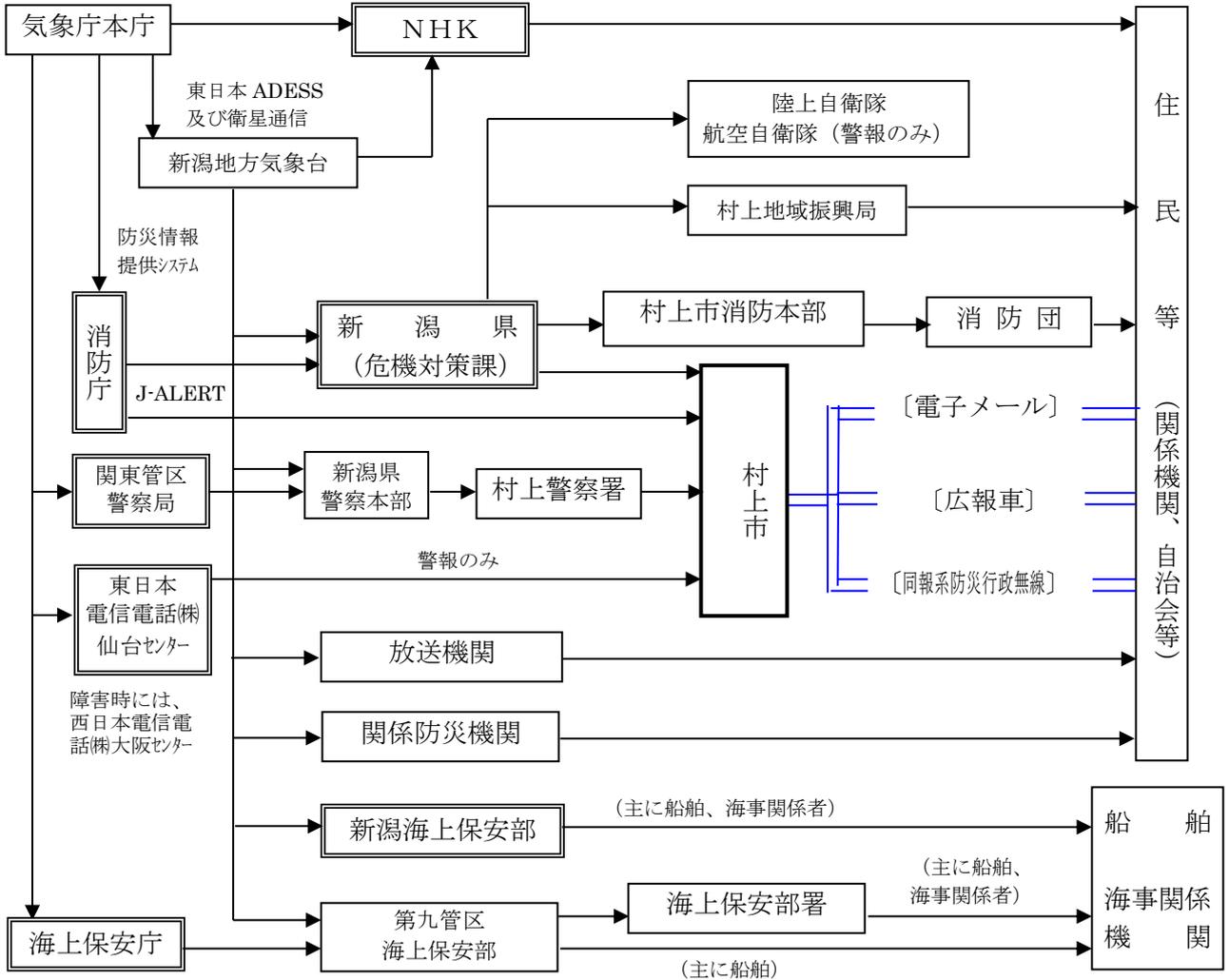


※二重線は、気象警報・注意報に加えて、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。気象等の特別警報又は特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに本計画の市からの伝達経路に従って、可能な限りの伝達手段を用いて周知する。

水防計画編 第4章 予報及び警報

② 津波の場合

の機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。



注) 関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に努める。

第2節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、村上市長にその通知に係る事項を通知する。発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に <u>到達したとき</u>
はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が避難判断水位に <u>到達したとき</u>
はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位（ <u>特別警戒水位</u> ）に到達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生したとき

(2) 大臣（北陸地方整備局羽越河川国道事務所）と気象庁長官（新潟地方气象台）が共同で行う洪水予報

① 洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区 域	基 準 地 点
荒 川 (幹川)	左岸 新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の1から海まで 右岸 " 大字湯沢字湯沢山国有林402林班から海まで	葛籠山 上 関

② 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地 名			水防団 待機水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘 要	堤防高	量水標の零 点標 高
		郡市	町村	大 字							
荒 川	上関	岩船	関川	上関	<u>3.60</u>	<u>4.30</u>	<u>6.45</u>	<u>7.39</u>	自動 観測装置	<u>10.79</u>	30.510
	葛籠山	村上		葛籠山	<u>3.00</u>	<u>3.70</u>	<u>6.57</u>	<u>7.25</u>		<u>10.14</u>	3.160

※下線は零点表示、その他は標高表示

③ 洪水予報の発表形式は、次のとおりとする。

【洪水予報（国土交通省又は都道府県・気象庁共同発表） 発表形式イメージ】

【荒川】

荒川はん濫注意情報

荒川洪水予報第 号
 洪水注意報（発表）
 平成 年 月 日 時 分
 羽越河川国道事務所 新潟地方気象台 共同発表

（見出し）

荒川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

（主 文）

荒川の上関水位観測所（岩船郡関川村）では、 日 時 分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。

荒川の葛籠山水位観測所（村上市）では、 日 時 分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。

（雨 量）

現在、雨は小降りになりました。

この雨は、今後一層強まるでしょう。

流域	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
荒川下流域	ミリ	ミリ

流域	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
荒川中流域	ミリ	ミリ

流域	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
荒川上流域	ミリ	ミリ

流域	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～ 日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
横川流域	ミリ	ミリ

水防計画編 第4章 予報及び警報

(水 位)

荒川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m) 又は流量 (m ³ /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
上関 水位観測所 (岩船郡関川村)	日 時 分の状況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
葛籠山 水位観測所 (村上市)	日 時 分の状況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

水位のグラフは、各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考事項)

(単位：水位 (m) 又は流量 (m³□s))

観測所名	上関 水位観測所 岩船郡関川村	葛籠山 水位観測所 村上市	
	レベル4 はん濫危険水位;	7. 3 9	7. 2 5
レベル3 避難判断水位;	6. 4 5	6. 5 7	
レベル2 はん濫注意水位;	4. 3 0	3. 7 0	
レベル1 水防団待機水位	3. 6 0	3. 0 0	
受け待ち区間			
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域			

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け待ち区間内の第1位危険個所の
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水 位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつ、はん濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難の必要性も含めて、はん濫に対する警戒 を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係：国土交通省羽越河川国道事務所 調査・品質確保課 電話：0254-62-6038（内線）351

気象関係：気象庁 新潟地方气象台 観測予報課 電話：025-281-5871

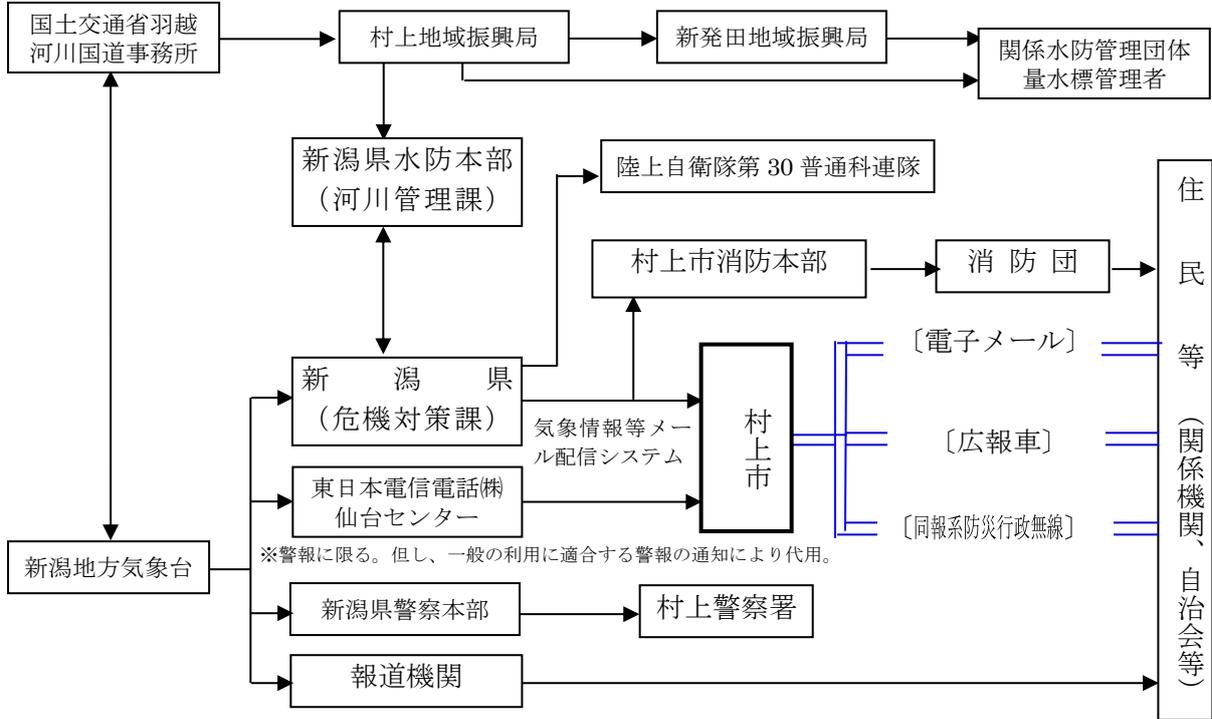
水防計画編 第4章 予報及び警報

④ 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
荒川	旧神林村地域、旧荒川町地域

⑤ 洪水予報の伝達経路及び手段は、次図のとおりとする。

【洪水予報（国土交通省又は都道府県・気象庁共同発表）の伝達経路】



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位、雨量及び潮位の観測所

(1) 水位観測所

村上地域振興局管内の水位観測所は、次表のとおりである。

① 法第13条第2項の規定により、新潟県知事が水位情報の通知を行う河川。

	河川名	観測所名	地名		避難判断水位 (特別警戒水位)	通知者
			市町村	大字		
1	三面川	宮ノ下	村上市	宮ノ下	13.09	村上地域振興局長
2	〃	泉町	〃	泉町	6.50	〃
3	門前川	山辺里	〃	山辺里	10.86	〃
4	高根川	早稲田	〃	早稲田	39.15	〃
5	荒川	鷹ノ巣	関川村	鷹ノ巣	50.45	〃

② 指定水位観測所

資料5-1【指定水位観測所】のとおり。

③ その他水位観測所

資料5-2【その他水位観測所】のとおり。

(2) 雨量観測所

村上地域振興局管内の水位観測所は、次表のとおりである。

① 指定雨量観測所

	測所名	位置		自記別 普通	所属	設置年月日	備考
		市町村	大字				
1	村上	村上市	田端町	防災情報システム	村上地域振興局 (水防)		自動応答電話 0254-52-1879
2	天蓋山	〃	松ノ木平	〃	〃 (水防)	S 52. 6.29	〃
3	今川	〃	今川	〃	〃 (道路)	H 6. 3.	〃
4	三面(ダム)	〃	岩崩	〃	〃 (ダム)	S 34.11. 7	〃
5	フトデ峰	〃	三面	〃	〃 (ダム)	S 62.12. 1	〃
6	石黒山	〃	〃	〃	〃 (ダム)	S 52. 6.29	〃
7	奥三面(ダム)	〃	〃	〃	〃 (ダム)	H 12. 9.19	〃
8	雷	〃	雷	〃	〃 (道路)	H 10.11.	〃
9	大栗田	〃	大栗田	〃	〃 (道路)	H 6. 6.10	〃
10	荒川	〃	荒川	〃	〃 (道路)	〃	〃
11	柏尾	〃	柏尾	〃	〃 (砂防)	H 13. 3.26	自動応答電話 0254-52-1075
12	川部	〃	川部	〃	〃 (砂防)	〃	〃
13	葡萄南	〃	蒲萄	〃	〃 (砂防)	〃	〃
14	勝木	〃	勝木	〃	〃 (砂防)	〃	〃

水防計画編 第5章 水位等の観測、通報及公表

② 一般雨量観測所

	測所名	位 置		自 記 別 普通	所 属	設置年月日	備 考
		市町村	大 字				
15	塩 町	村上市	塩 町	自 記	村上市消防署	H 9.12.24	消防本部 0254-53-0119
16	府 屋	〃	府 屋	〃	山北支所		山北支所 0254-77-3111
17	中 継	〃	中 継	〃	〃	S 60. 4. 1	〃
18	北 中	〃	北 中	〃	〃	H 10. 4. 1	〃
19	越 沢	〃	越 沢	〃	〃	H 6.10. 1	〃
20	高 根	〃	高 根	テレメーター	新潟気象台	S 16. 4.24	新潟気象台観測課 025-281-5871
21	鵜渡路	〃	鵜渡路	自 記	森林研究所		朝日支所 0254-72-6880
22	岩 沢	〃	岩 沢	〃	村上市消防署		朝日分署 0254-72-1240
23	三 面	〃	荃 太	テレメーター	新潟気象台		新潟気象台観測課 025-281-5871
24	今 宿	〃	今 宿	自 記	神林支所	S 60.10. 1	神林支所 0254-66-6111
25	河 内	〃	河 内	〃	〃	S 61. 4. 1	〃
26	南大平	〃	南大平	〃	〃	S 51. 4. 1	〃
27	川 部	〃	川 部	〃	〃		〃
28	下 関	関川村	下 関	〃	新潟気象台	S 32. 4. 1	関小学校 新潟気象台観測課 025-281-5871
29	片 貝	〃	片 貝	〃	荒川水力		0254-64-2402
30	若 山	〃	若 山	〃	関 川 村		女川中学校 0254-64-1441
31	坂 町	〃	坂 町	〃	J R 東日本		村上保線技術センター 0254-53-2235
32	大 津	〃	大 津	〃	村上市消防署	H21.3 移転	荒川分署 0254-62-3240
33	坂 町	〃	坂 町	自 記	国土交通省		0254-62-3211
34	上 関	関川村	上 関	〃	〃		0254-62-3211
35	村上地域 気象観測所	村上市	小 町	テレメーター	新潟気象台	H 9.12.15	新潟気象台観測課 025-281-5871
36	栗 島	栗島浦村	内 浦	〃	新潟気象台	S 50	新潟気象台観測課 025-281-5871
37	栗 島	栗島浦村	内 浦	自 記	栗島浦村		栗島浦村役場 0254-55-2111

水防計画編 第5章 水位等の観測、通報及公表

(3) 風向、風速、波高の指定観測所

① 指定観測所

	海岸名	観測所名	種別	所管	位置		所管	電話番号
					市町村	大字		
1	今川	今川	風向 風速	県	村上市	今川	村上地域振興局長 (防災情報システム)	52-1879
2	岩船港	岩船	風向 風速 波高	県	村上市	岩船	村上地域振興局長	時記記録計

② 一般風速計設置箇所

観測所名	所属	位置		自記 普通	電話番号	備考
		市町村	大字			
奥三面ダム	県	村上市	三面	自記	72-6646	奥三面ダム
三面ダム	県	〃	岩崩	自記	72-1063	三面ダム
今宿	市	〃	岩船駅前	普通	66-6111	村上市神林支所
坂町	国土交通省	〃	坂町	自記	62-3211	国土交通省
下関	関川村	関川村	下関	普通	64-1476	関川村役場
村上	気象台	村上市	小町	テレメータ	025-281-5871	新潟気象台観測所
藤沢		〃	藤沢	自記	62-3240	村上市消防署荒川分署

(4) その他の情報収集（北陸地方整備局が提供するカメラ映像）

① 羽越河川国道事務所所管

水系名	河川名	カメラ設置箇所地名	カメラ位置 (距離標)	左右 岸別	カメラ名称
荒川	荒川	村上市大津地先	3.6K	左岸	大津
		村上市貝附地先	10.0K	左岸	貝附
		関川村南赤谷地先	12.0K	左岸	南赤谷
		関川村下関地先	14.8K	左岸	下関
		関川村上関地先	17.4K	左岸	上関
		村上市塩谷地先	0.0K	右岸	塩谷
		村上市葛籠山地先	4.5K	右岸	葛籠山観測所
		村上市小岩内地先	8.0K	右岸	花立観測所
		関川村高田地先	10.9K	右岸	女川
		関川村高田地先	11.9K	右岸	高田
		関川村湯沢地先	16.1K	右岸	湯沢
		関川村湯沢地先	17.1K	右岸	高瀬
		関川村高瀬地先	18.3K	右岸	高瀬上流
		村上市福田地先	1.25K	右岸	福田
		村上市牛屋（荒川縁新田）	2.74K	右岸	牛屋（河川）
		村上市佐々木地先	5.05K	左岸	佐々木
		大石川	関川村大石地先	大石ダム	

② 飯豊山系砂防事務所所管

水系名	河川名	カメラ設置個所地名	カメラ位置 (距離標)	左右 岸別	カメラ名称
荒川	女川・藤沢川	関川村蛇喰地先		右	女川・藤沢川合流点
	荒川	関川村八ツ口地先		右	上ノ沢第1号砂防堰堤
	鍬江沢川	胎内市鍬江地先		左	鍬江沢川、胎内市鍬江

第2節 水位の通報及び関係機関への周知

(1) 水位の通報

水位観測所の観測員は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときは、以後次の事項を量水標管理者（水位観測管理責任者）に通報するものとする。通報について量水標管理者から別に指示があったときも同様とする。

- ① 水位が水防団待機水位（通報水位）以下に低下するまで毎時の観測値
- ② 水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ③ 水位が最高水位に達したとき
- ④ その他、急激な水位変動があったとき

水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときから危険がなくなるまでの間、市に災害対策本部等を設置し、水防事務を処理するものとする。

(2) 河川占用工作物管理者への周知

対象となる専用工作物の管理者次のとおり。

河川名	施設名	管理課名
荒川	左岸	あらかわゴルフ場
	右岸	神林水辺の楽校
三面川	左岸	三面川東河川公園
		三面川中州公園

(3) 関係機関及び住民への周知

水位周知河川の河川水位が避難判断水位に達したときは、関係機関へ通知するとともに、インターネットやメール等を通じて住民へ周知するものとする。

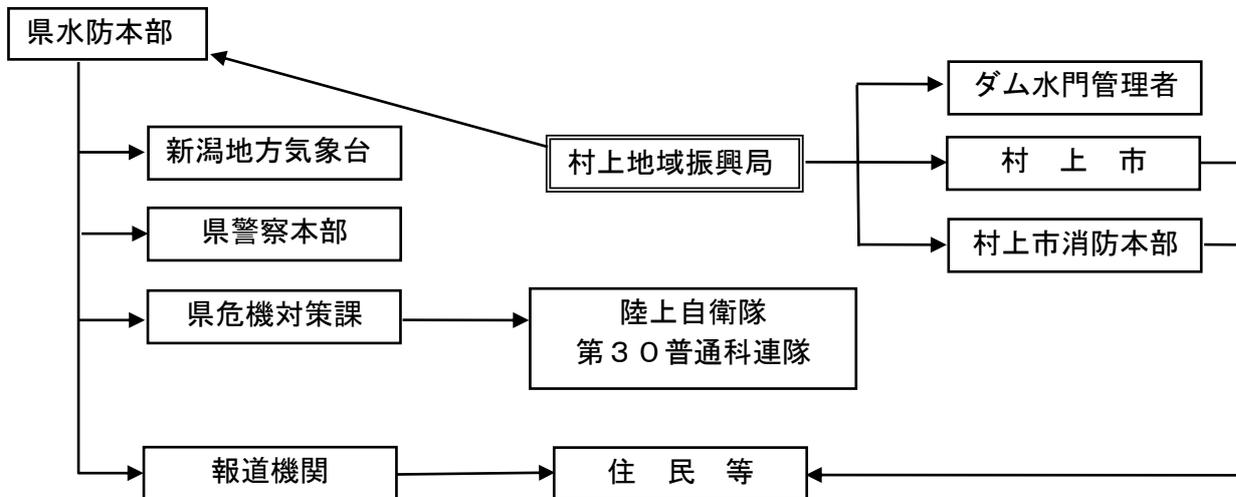
なお、水位情報の放送については、報道機関の判断による。

水位情報の通知および住民への周知に係る伝達は、次図のとおりとする。

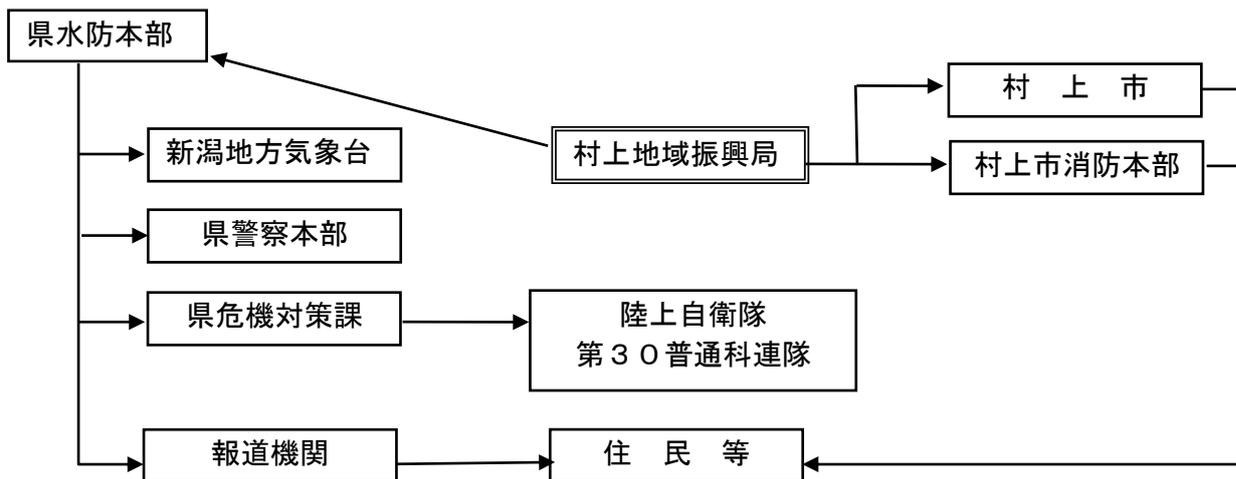
凡 例

水位情報通知者

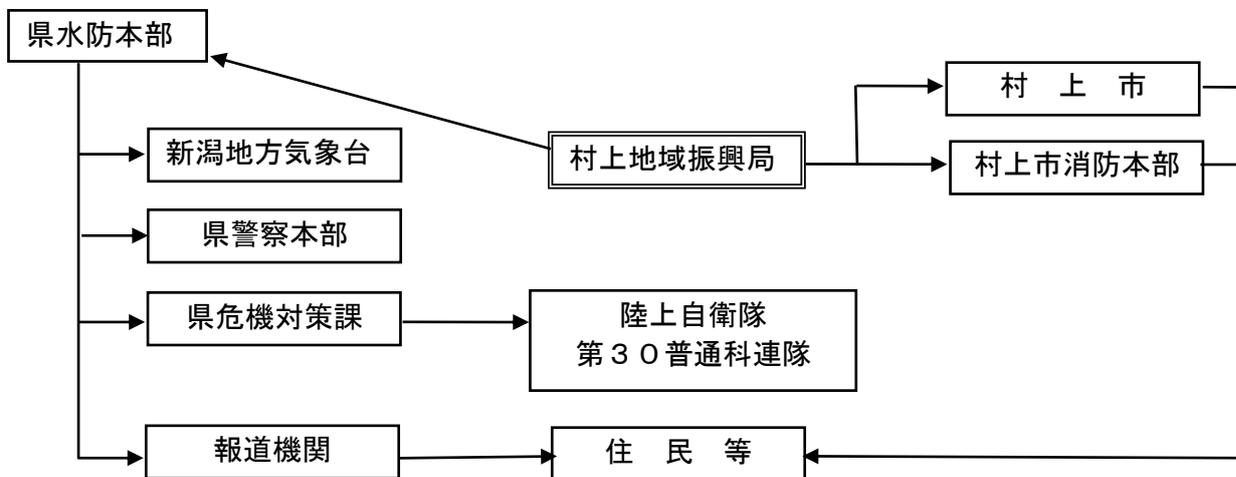
① 三面川（宮ノ下、泉町） 県



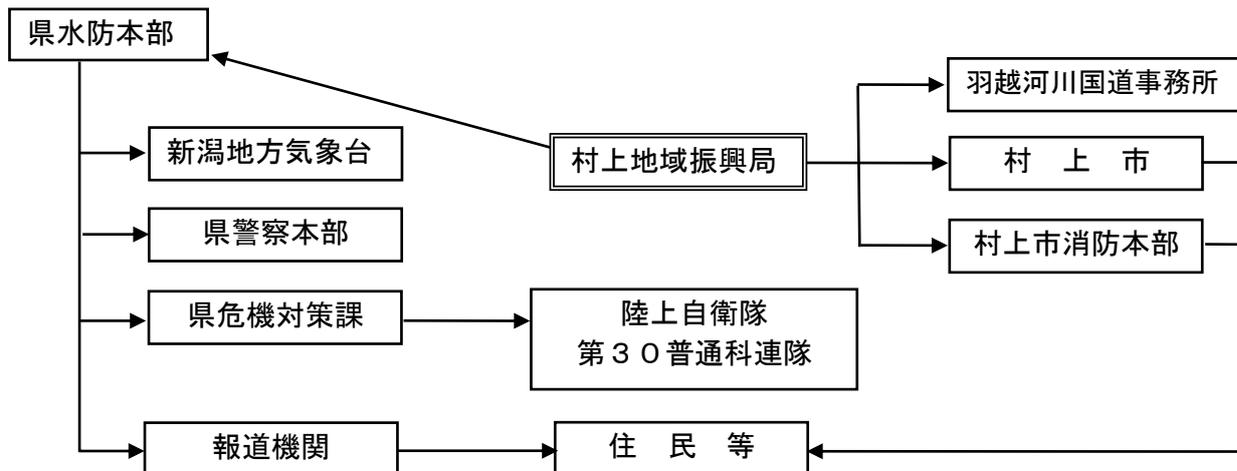
② 高根川（早稲田） 県



③ 門前川（山辺里） 県



④ 荒川（鷹ノ巣） 県



(3) 水位情報の周知の範囲

① 新潟県知事が水位情報の周知を行うが行う河川は次のとおり。

河川名 観測所	避難判断水位 (特別警戒水位)	区 分
三面川 宮ノ下	13.09	左岸 村上市岩崩三面堰堤から村上市久保多町まで 右岸 〃
三面川 泉 町	6.50	左岸 村上市久保多町から海まで 右岸 〃
高根川 早稲田	39.15	左岸 村上市関口地先から三面川合流点まで 右岸 〃
門前川 山辺里	10.86	左岸 村上市門前地先 から三面川合流点まで 右岸 〃
荒 川 鷹ノ巣	50.45	左岸 山形県界から新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の1まで 右岸 〃 から 〃 大字湯沢字湯沢山国有林402林班まで

② 浸水想定区域

河川名	浸 水 想 定 区 域
三面川	旧村上市地域、旧朝日村地域
荒川	旧神林村地域、旧荒川町地域
高根川	旧朝日村地域
門前川	旧村上市地域

③ 水位到達情報の通知の発表形式

河川名 〇〇川		通知	内 容	種 類	号 数
		○	水位情報周知	〇〇川 はん濫警戒情報	第 号
警戒レベル 3		○	水防警報	〇〇観測所 出動 △△観測所 状況	第 号
平成 19 年 〇 月 〇 日 〇 時 50 分発表					
〇〇地域振興局地域整備部長通知					
No.	内容	基準水位(流量)観測所	〇〇 観 測 所	△△ 観 測 所	
		堤防天端(流量)	m	m	
		はん濫危険水位 ※1(流量)	m	m	
		避難判断水位 ※2 (流量)	m	m	
		はん濫注意水位 ※3(流量)	m	m	
		水防回待機水位 ※4(流量)	m	m	
1	雨量情報	累計雨量 [××]	観測所では、〇日 時 分現在で mmに達しました。		
		時間雨量 []	観測所では、〇日 時～ 時の1時間で、mmを観測しました。		
		現在は、強い雨が降り続いています。			
2	水位情報	現在の水位(流量)	観測所では、〇日 0 時 0 分現在で 〇〇 m (m³/s) です。		
			[〇〇] はん濫注意水位 ※3 を越え、堤防天端まであと ##### mです。		
		現在は、上昇中です。水位変動量は1時間あたり 1.00 m程度です。			
		観測所では、〇日 0 時 0 分現在で 〇〇 m (m³/s) に低下し、			
		[△△] はん濫危険水位 ※1 より低くなり 堤防天端まであと ##### mです。			
		現在は、高い水位で継続中です。水位変動量は1時間あたり 0.50 m程度です。			
3	水防機関伝達	水防機関は、一部の団員を出動させ、堤防その他を見廻り、厳重に警戒して下さい。			
4	ダム情報	[〇〇] ダムは、〇日 〇時 〇分に 洪水警戒体制にはいりました。			
5	堤防等情報	堤防は、 で 地先名は、次のとおりです。			
6	注意	地先においては、〇〇市より発令される避難勧告等に十分注意して下さい。			
伝達確認	通知先	河川事務所	〇〇市		河川管理課
	電話番号				025-280-5414
	通報者				
	受報者				
		通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分
【問い合わせ先】					
		〇〇市〇〇地内の避難情報：〇〇市〇〇課		〇〇〇〇-〇〇-〇〇	
		河川情報：〇〇地域振興局地域整備部〇〇課		〇〇〇〇-〇〇-〇〇	
【警戒レベル】					
レベル	水 位	内 容			
5	はん濫発生	溢水の発生または堤防が破堤し、極めて危険な状況です。市町村長が行う避難勧告等に従って下さい。			
4	※1 はん濫危険水位(危険水位)	河川のはん濫(溢水や破堤)の恐れがある水位で、非常に危険な状況です。市町村長が行う避難勧告等に従って下さい。			
3	※2 避難判断水位(特別警戒水位)	市町村長が、避難勧告等を行う目安の一つとなる水位です。市町村長が、行う避難勧告等に十分に注意して下さい。			
2	※3 はん濫注意水位(警戒水位)	市町村長が、避難準備情報等を行う目安の一つとなる水位です。水防回が、出動する目安となる水位です。			
1	※4 水防回待機水位(通報水位)	各水防機関が水防活動に対して準備をする水位です。			
【ダムのただし書き操作】					
異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。					

第6章 水防警報及び水防情報の提供

第1節 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

なお、水防管理団体は、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

(2) 水防警報及び水防情報提供の段階（津波については、第18章参照のこと）

段階	種類	発令基準	内容
第1段階	準備	雨量、水位、流量、その他の河川状況等により必要と認められるとき	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防機関に出動の準備を通知するもの
第2段階	出動	水位、流量、その他の河川状況等により水位がはん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあり、又は、はん濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水が予想されるとき	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの
第3段階	状況	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの
第4段階	解除	水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に復帰したとき。ただし、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められたとき	水防活動の終了を通知するもの

水防計画編 第6章 水防警報及び水防情報の提供

(3) 各対象量水標の水防警報範囲

河川名	量水標名	準備	出 動	状 況	解 除	その他必要な事項
荒 川	上 関 葛籠山	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあり、または、はん濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水が予想される時。	適宜、河川状況により必要と認められるとき。	水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に復帰したとき。 ただし、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	国土交通大臣所管
三面川 " 荒 川 高根川 門前川	宮ノ下 泉 町 鷹ノ巣 早稲田 山辺里	"	"	"	"	県知事所管

第2節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者

① 法第16条の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	区 域	発表者
荒 川 (幹川)	左岸 新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の1から海まで 右岸 " 大字湯沢字湯沢山国有林402林班から海まで	羽越河川国道事務所長

② 法第16条の規定により、新潟県知事が水防警報を行う河川

河川名	区 分	発表者
三面川	左岸 村上市岩崩三面堰堤から海まで 右岸 "	村上地域振興局長
荒 川	左岸 山形県界から新潟県岩船郡関川村大字下川口557番の1まで 右岸 " から " 大字湯沢字湯沢山国有林402林班まで	"
高根川	左岸 村上市関口地先から三面川合流点まで 右岸 "	"
門前川	左岸 村上市門前地先 から三面川合流点まで 右岸 "	"

第3節 水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所

① 国土交通大臣所管

河川名	観測所名	地 名			水防団 待機水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘 要	堤防高	量水標の零 点標 高
		郡市	町村	大 字							
荒 川	上 関	岩船	関川	上関	<u>3.60</u>	<u>4.30</u>	<u>6.45</u>	<u>7.39</u>	自動 観測装置	<u>10.94</u>	30.510
	葛籠山	村上		葛籠山	<u>3.00</u>	<u>3.70</u>	<u>6.57</u>	<u>7.25</u>		<u>10.14</u>	3.160

※下線は零点表示、その他は標高表示

② 県知事所管

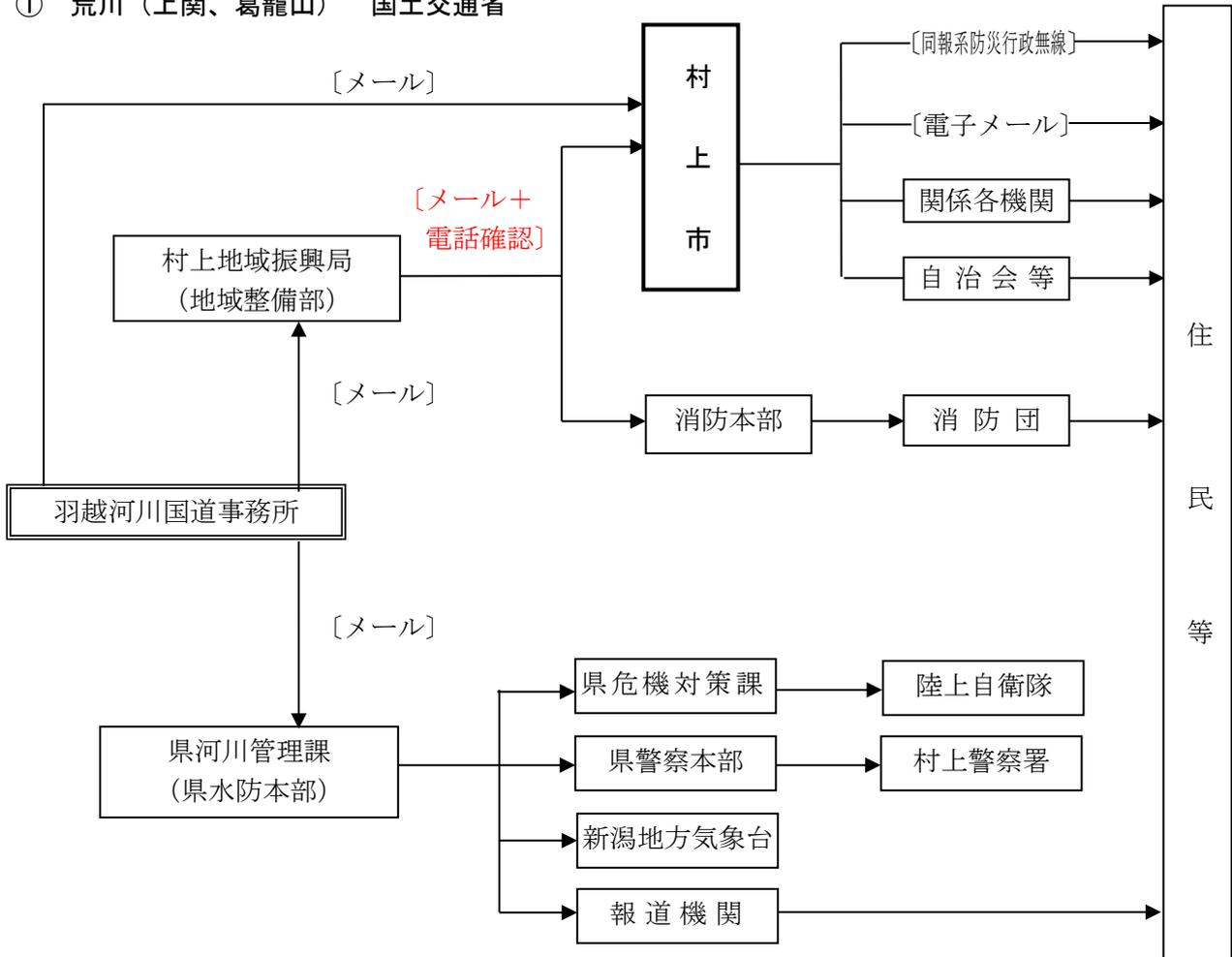
河川名	観測所名	地名			水防団 待機水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	摘 要	堤防高	量水標の 零点標 高
		郡市	町村	大 字							
三面川	宮ノ下	村上		宮ノ下	10.39	11.39	13.09	13.39	防災情報システム	右岸 16.30	8.38
	泉 町	村上		泉 町	4.57	5.37	6.50	6.70		左岸 17.60	
門前川	山辺里	村上		山辺里	9.60	10.20	10.86	11.46	自動観測装置	右岸 8.26	-0.05
										左岸 9.20	
高根川	早稲田	村上		早稲田	37.85	38.40	39.15	39.73	テレメータ 52-1879	右岸 12.80	0
										左岸 12.70	
荒 川	鷹ノ巣	岩船	関川	鷹ノ巣	48.60	49.53	50.45	53.25	テレメータ	右岸 40.73	0
										左岸 41.50	
										右岸 53.60	0
										左岸 65.92	

※ 下線は零点表示、その他は標高表示

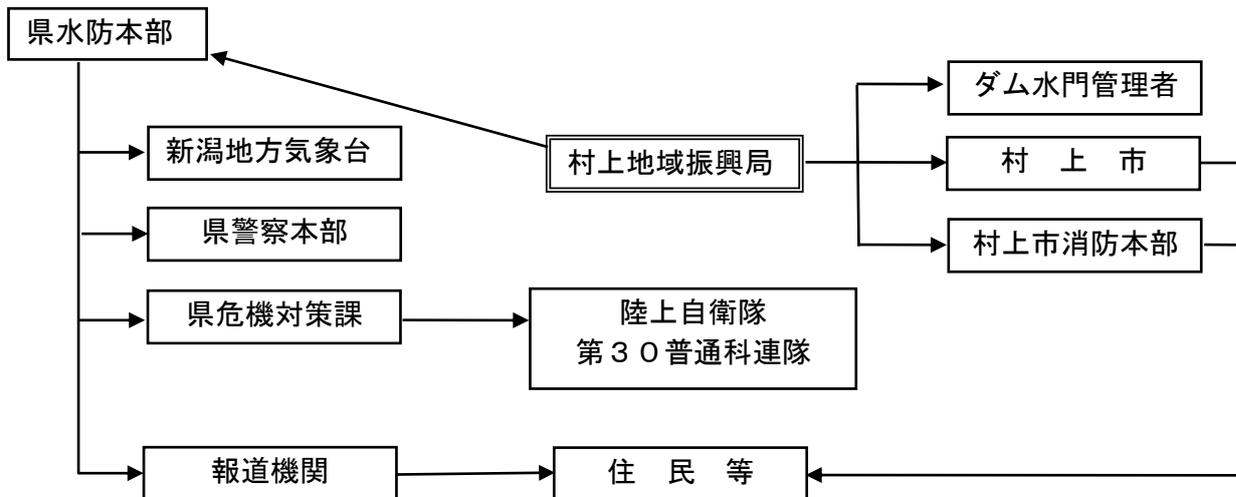
第4節 水防警報及び水防情報提供の伝達系統

凡 例 水位情報通知者

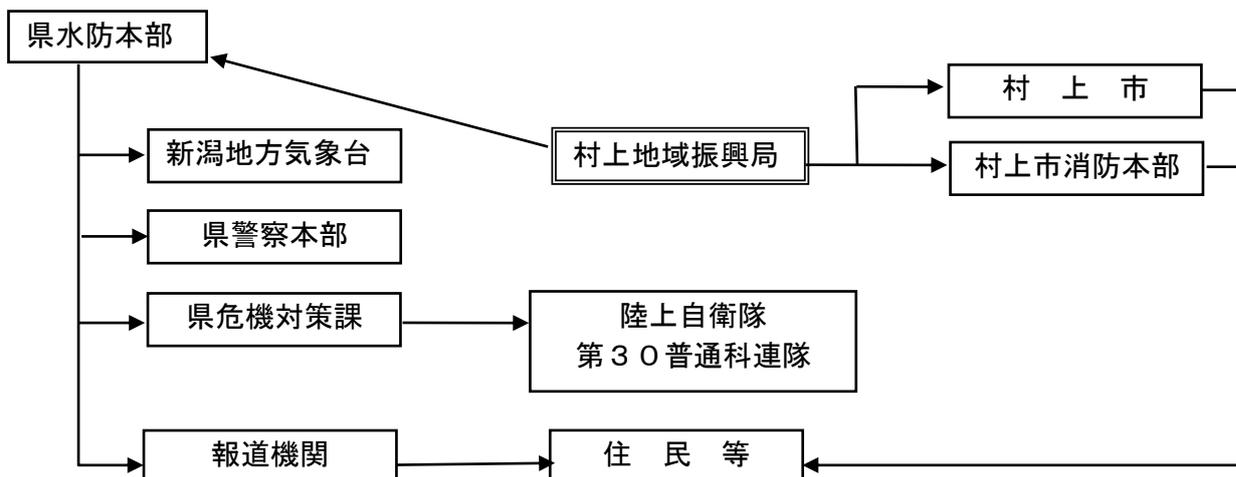
① 荒川（上関、葛籠山） 国土交通省



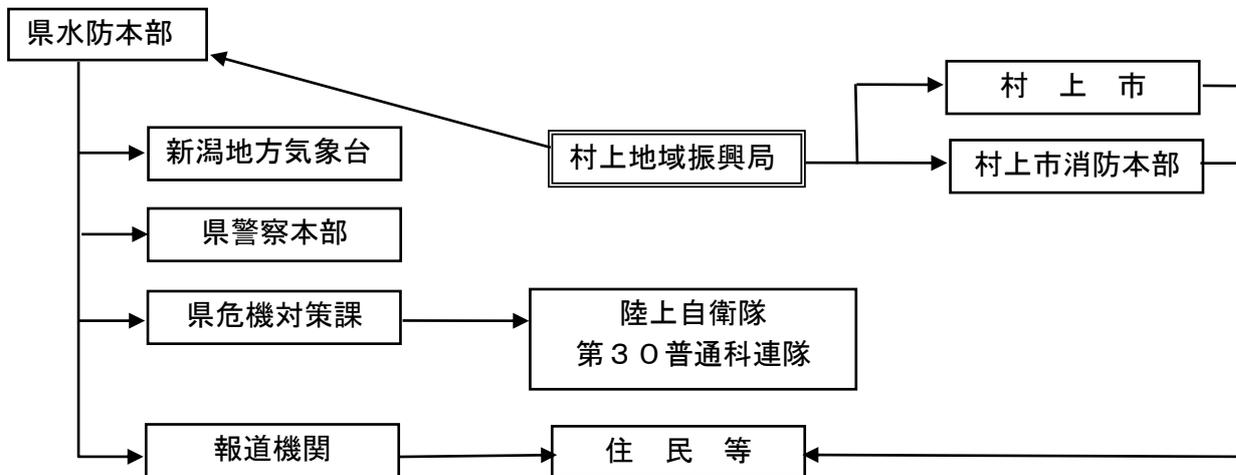
② 三面川（宮ノ下、泉町） 県



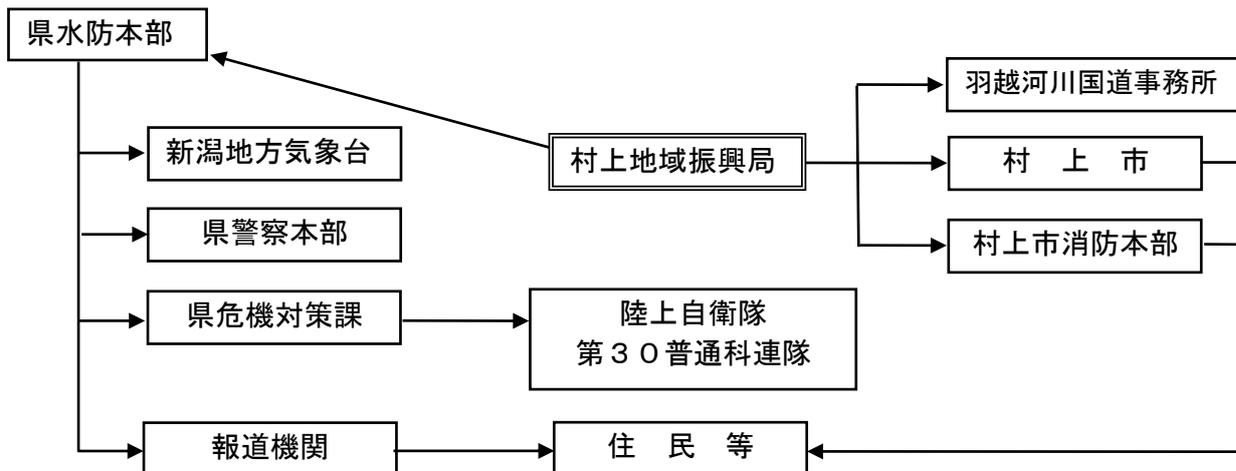
③ 高根川（早稲田） 県



④ 門前川（山辺里） 県



⑤ 荒川（鷹ノ巣） 県



第5節 水防警報及び水防情報提供の例示

村上警察署への水防警報及び水防情報提供は、次の例により Fax にて行う。
また、村上警察署以外は、防災情報メールにて行う。

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
荒川	葛籠山水位観測所	第1号

平成 年 月 日 時 分 国土交通省 羽越替え線国道事務所発表

【現 況】

荒川の葛籠山水位観測所（村上市）の水位は、12日14時20分現在0.91mです。

【発 表】

水防機関は待機してください。

（参 考）

荒川 葛籠山水位観測所（村上市）
（受け持ち区間は）

問い合わせ先

国土交通省 羽越河川国道事務所 調査・品質確保課 電話：0254-62-6083（内線）351

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp	http://i.river.go.jp

河川名 ○○川		通知	内 容	種 類		号 数
警戒レベル 3		○	水位情報周知	○○川	はん濫警戒情報	第 号
		○	水防警報	○○観測所 出動	△△観測所 状況	第 号
平成 19 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時 50 分発表						
○○地域振興局地域整備部長通知						
No	内容	基準水位(流量)観測所	○○	観 測 所	△△	観 測 所
		堤防天端(流量)		m		m
		はん濫危険水位 ※1(流量)		m		m
		避難判断水位 ※2 (流量)		m		m
		はん濫注意水位 ※3(流量)		m		m
1		雨量情報	累計雨量 [××] 観測所では、○日 時 分現在で mmに達しました。 時間雨量 [] 観測所では、○日 時～ 時の1時間で、 mmを観測しました。 現在は、強い雨が降り続いています。			
2		水位情報	現在の水位(流量) [○○] 観測所では、○日 0 時 0 分現在で ○○ m (m³/s) です。 はん濫注意水位 ※3 を越え、堤防天端まであと ##### mです。 現在は、上昇中です。 水位変動量は1時間あたり 1.00 m程度です。 [△△] 観測所では、○日 0 時 0 分現在で ○○ m (m³/s) に低下し、 はん濫危険水位 ※1 より低くなり 堤防天端まであと ##### mです。 現在は、高い水位で継続中です。 水位変動量は1時間あたり 0.50 m程度です。			
3		水防機関伝達	水防機関は、一部の団員を出動させ、堤防その他を見廻り、嚴重に警戒して下さい。			
4		ダム情報	[○○] ダムは、○日 0 時 0 分に 洪水警戒体制にはいりました。			
5		堤防等情報	堤防は、 で 地先名は、次のとおりです。			
6		注意	地先においては、○○市より発令される避難勧告等に十分注意して下さい。			
伝達確認		通知先	河川事務所	○○市		河川管理課
		電話番号				025-280-5414
		通報者				
		受報者				
		通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分
[問い合わせ先]						
○○市○○地内の避難情報：○○市○○課 ○○○○-○○-○○						
河川情報：○○地域振興局地域整備部○○課 ○○○○-○○-○○						
[警戒レベル]						
レベル	水位	内 容				
5	はん濫発生	溢水の発生または堤防が破堤し、極めて危険な状況です。市町村長が行う避難勧告等に従って下さい。				
4 ※1	はん濫危険水位(危険水位)	河川のはん濫(溢水や破堤)の恐れがある水位で、非常に危険な状況です。市町村長が行う避難勧告等に従って下さい。				
3 ※2	避難判断水位(特別警戒水位)	市町村長が、避難勧告等を行う目安の一つとなる水位です。市町村長が、行う避難勧告等に十分に注意して下さい。				
2 ※3	はん濫注意水位(警戒水位)	市町村長が、避難準備情報等を行う目安の一つとなる水位です。水防団が、出動する目安となる水位です。				
1 ※4	水防団待機水位(通報水位)	各水防機関が水防活動に対して準備をする水位です。				
[ダムのただし書き操作]						
異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。						

〇〇海岸 水防警報（出動）

荒川洪水予報第 号
平成 年 月 日 時 分
羽越河川国道事務所 新潟地方气象台 共同発表

（現況）

〇〇潮位観測所の潮位は、〇〇日△△時□□分現在××m です。波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。

（この文章も、管理メニューで編集・削除可能です。）

（発表）

各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、厳重に警戒してください。

（特記）

水防警報（海岸）発表状況				
海 岸 名	待機	準備	出動	解除
〇〇				
△△				
□□				
・ ・				

問い合わせ先

国土交通省 羽越河川国道事務所

課 電話：

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp

市町村、関係者様 各位

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 第〇報

※村上地域整備部より参考情報

《注意》波浪による被害が発生する恐れがあります。

波浪による被害が発生する恐れがありますので、下記のとおり、連絡先と気象情報を確認して下さい。

1. 時間外及び休日の連絡先

越波による通行規制や一般被害等の情報が入りましたら、下記の連絡先へご連絡下さい。(勤務時間内の連絡先は、文末の担当欄とおり)

連絡者	職名	氏名	電話番号
第1連絡者	治水課長		
第2連絡者	治水課課長代理		
第3連絡者	治水課課長代理		

2. 気象情報

(1) 府県気象情報 (気象庁 HP)

URL : http://www.jma.go.jp/ip/kishojoho/323_index.html



(2) 波浪情報 (リアルタイム ナウファス)

パソコン用 URL : <http://nowphas.mlit.go.jp/index.html>

携帯用 URL : <http://nowphas.mlit.go.jp/mb/>



パソコン用

携帯用

○特に重要な観測地点

- ・酒田港：エリア選択「北海道・東北」→「酒田港」を選択
- ・直江津港：エリア選択「関東・中部・北陸」→「直江津港」を選択

○近年の主な波浪による被害発生状況 (目安)

発生年月日	酒田港		直江津港		一般被害・通行規制等の発生状況			
	有義波高 8.0m超過		有義波高 6.0m超過		村上	新潟	糸魚川	佐渡
平成19年2月14日～16日	15日 11:40		15日 17:20		15日 19:00			16日 9:00
平成20年2月23日～24日	24日 4:00		24日 3:40			24日 6:30	○ ○	24日 7:00
平成24年4月3日～4日	4日 2:00		4日 6:40					4日 2:00

※酒田港で有義波高8.0m、直江津港で有義波高6.0mを超過した後に、一般被害や通行規制等が発生した事例が多いことから、待機を開始する判断の目安として、ご活用下さい。

(3) インターネット等で確認できない指定観測所の情報について

インターネット等で確認できない指定観測所の情報が必要な場合は、上記の連絡者へお問い合わせ下さい。

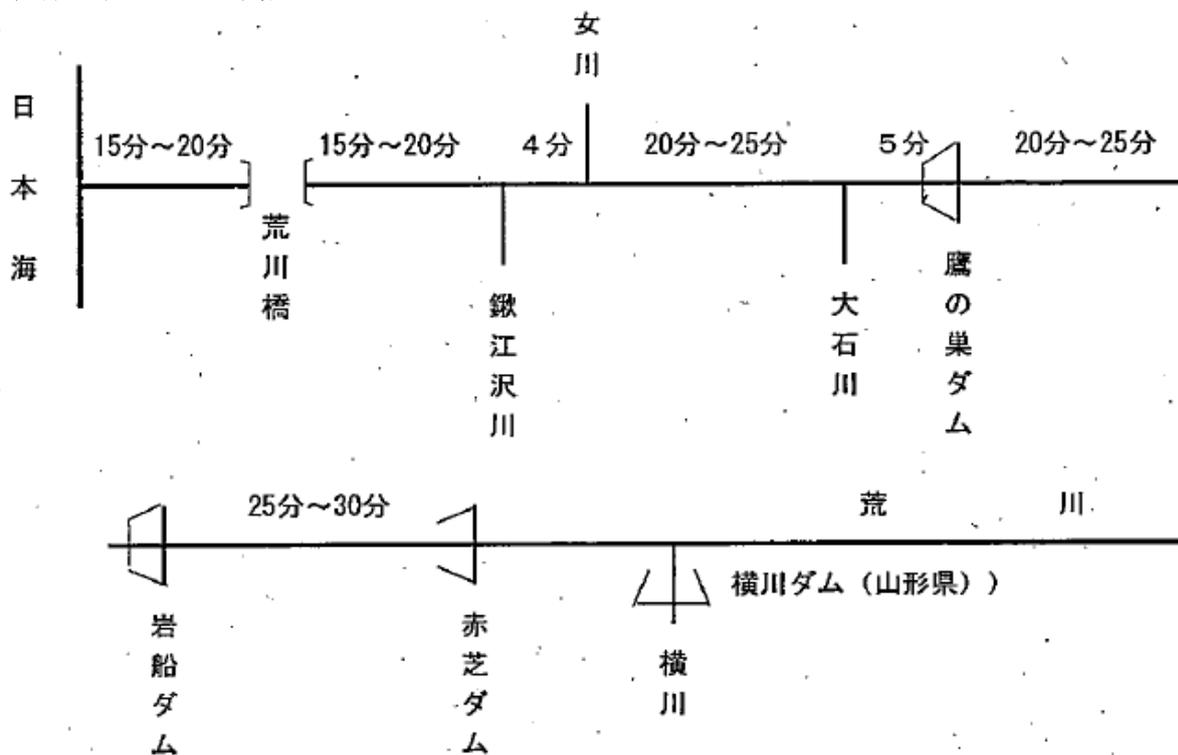
担当：村上地域振興局地域整備部治水課
 (役職) (氏名)
 (電話番号) 0254-52-7968
 (水防メールアドレス) suibou-murakami@pref.niigata.lg.jp

出 水 状 況 発 表				
出水状況	種 類	河 川	基準水位観測所	発 表 番 号
	状 況	川		
月 日 時 分		地域振興局長発表		
川水防警報は出しません。				
昨夜からの降雨により、水位が上昇しています。今朝 時 観測所では、はん濫				
注意水位（警戒水位）に達しましたが、雨は次第に小降りになって来ており、上流では減水				
する模様であります、要水防箇所について検討の結果、この程度の水位では、水防の必要が				
無いと判断して、今回は出しません。なお、水位状況はその都度通報します。				

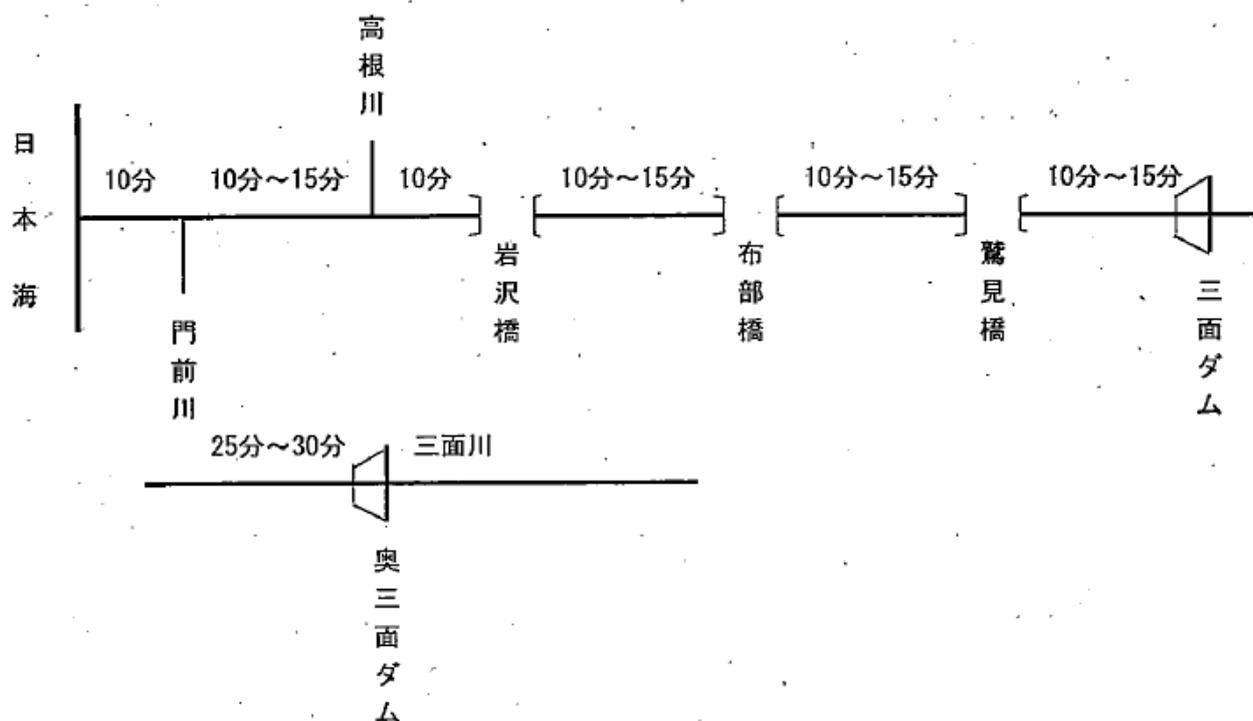
第6節 (参考) 三面川・荒川の洪水到達時間

雨量・出水の状況により多少の時間差があるが、おおむね次図のとおりである。

(1) 荒川洪水到達時間図



(2) 三面川洪水到達時間図



第7章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

- (1) 国土交通省防災情報センター
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>
 - ① 防災情報センター
 - ・リアルタイム雨量
 - ・リアルタイムレーダー
 - ② 国土交通省防災情報リンク
 - ・災害情報
 - ・河川情報（川の防災情報、水文水質データベース、あなたの町のハザードマップ、国土交通省ハザードマップポータルサイト、XバンドMPレーダー雨量）
 - ・気象情報（気象警報・注意報、ナウキャスト（降水・雷・竜巻）、台風情報、災害をもたらした気象事例）
- (2) 国土交通省防災情報提供センター【携帯端末用】
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>
 - ・河川情報（川の防災情報）
 - ・気象情報（気象警報・注意報、ナウキャスト（降水・雷・竜巻））
- (3) 気象庁
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- (4) 国土交通省 川の防災情報
<http://www.river.go.jp>
- (5) 国土交通省 X R A I N
<http://www.river.go.jp/xbandradar>
- (6) 国土交通省ハザードマップポータルサイト
<http://disapotal.gsi.go.jp>
- (7) 国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所 荒川のリアルタイム映像
<http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/contents/river/observ/>
- (8) 新潟県防災ポータルサイト
<http://www.bousai.pref.niigata.jp/contents/index.html>
- (9) 新潟県河川防災情報システム
<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen>
（携帯） http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m
- (10) 新潟県内の浸水想定区域図
<http://www.pref.niigata.lg.jp/kasenganri/1233086526002.html>
- (11) 地上デジタル放送による水位・雨量情報提供
NHK新潟放送局
- (12) 村上市防災情報
<http://www.city.murakami.lg.jp/site/bousai/>

第8章 水防活動

第1節 水防配備

(1) 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

市の体制は、「第2章 水防体制」による。

(2) 消防団及び消防機関、水防協力団体に対する非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団及び消防機関、水防協力団体を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ、警報が発表されるような状況の場合	水防管理者は、その後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておく
準備	1. 河川水位が水防団待機水位（通報水位）を越え、なお上昇し、はん濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想される時	消防団及び消防機関、水防協力団体の長は、所定の詰所に集合し、また、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）以上に上昇の恐れがあり、出動の必要を認める時 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがある時	消防団及び消防機関、水防協力団体の全員が所定に集合し、警戒配備につく
解除	水防管理者より解除の指令をしたとき	

第2節 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

水防管理者は、次の各号の行動又は作業をしたときは、直ちに村上地域振興局長に、また直轄河

水防計画編 第8章 水防活動

川にあっては、国道交通省羽越河川国道事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。
(法第9条、30条、31条)

- ① 河川及び海岸堤防を巡視して異常を発見したとき
 - ・堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
 - ・堤防の上端の亀裂又は沈下
 - ・川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - ・居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - ・排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - ・橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- ② 消防団（消防機関、水防協力団体を含む）が出動したとき
- ③ 水防上危険箇所等に水防作業を開始したとき

また、消防団が出動した場合、消防団長は次のことを水防管理者に報告する。

- ・出動人員
- ・警戒巡視の配備状況
- ・水位の状況
- ・水防作業を必要と認めたとき
- ・堤防等に異常が認められたとき及びそれに対応する応急措置の状況
- ・堤防に使用した資材及び器具の種類、数量
- ・その他報告を必要とする事項

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時において最も適切な作業が即座に実施できるよう努めなければならない。

※ 水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料8-1【水防工法一覧表】のとおり。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難のための立退き

(1) 避難の指示

洪水、津波又は高潮による著しい危険が切迫していると認められたときは、知事、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、メール、広報車、その他の方法により、立退き、又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には、村上警察署長にその旨を通知しなければならない。(法第29条)

(2) 立退き

立退き、又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、水防管理者と協議して誘導する。

水防管理者は、村上警察署等及び村上市消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき必要な措置を講じておくこととする。

第6節 決壊の通報及び措置

堤防が決壊、またこれに準ずる事態が生じたときは、水防管理団体、消防団長、消防長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこの状況を関係機関（国土交通省羽越河川国道事務所長、村上地域振興局長、村上保線区長、村上警察署長）及びはん濫すると思われる方向の隣接水防管理団体、その他必要になる団体に通報する。(法第25条)

決壊後といえども、水防管理者、消防団長、消防長、又は水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(法第26条)

第7節 水防解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたとき、又は応急復旧等が終了したときは水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第9章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

水防上重要なダム及び水門等は、資料9-1【ダム・水門一覧】のとおりである。

(1) 河川区間のダム（洪水）

ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河川区間の樋門（洪水）

樋門の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、河川水位が高く、危険な状況が迫っていると判断された場合には、樋門操作員を速やかに避難させるなど、その安全確保を図るものとする。

(3) 河口・海岸付近の樋門（津波、高潮）

河口・海岸付近の樋門の管理者は、津波注意報等が発令された場合には安全確保のため樋門操作員に樋門の操作をさせずに避難を優先させるなど、樋門操作員の安全確認を最優先にした管理を行うものとする。

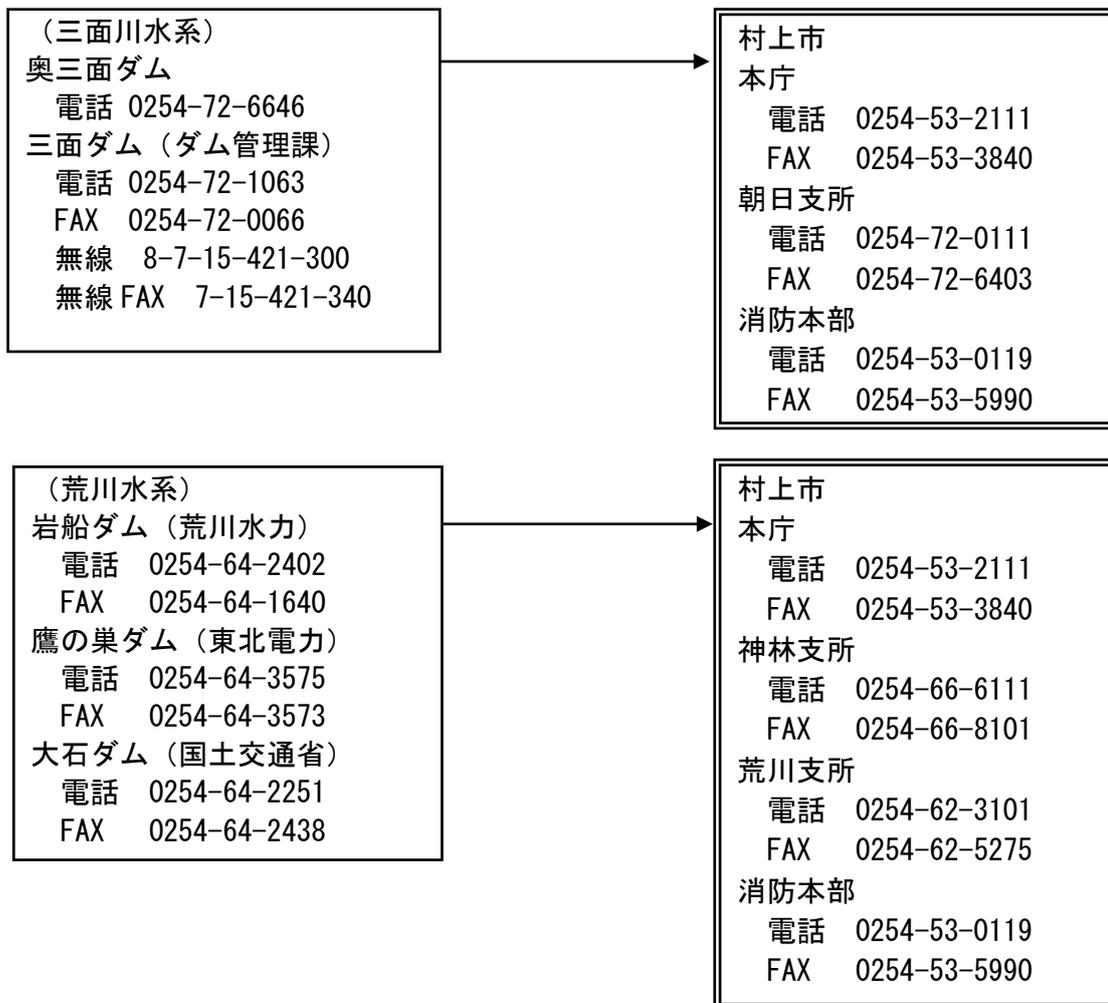
第2節 操作の連絡

ダムの管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

第3節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡（資料9-3～資料9-6【操作の連絡】）するものとする。

なお、河川法第46条及び河川法施行令第33条のダム等のうち、水防上必要なダムの通報系統は次のとおりとする。



第4節 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第10章 通信連絡

水害、地震又は津波による被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

第1節 通信状態の確認

市は、災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。市の通信施設が被災により通信が途絶した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

第2節 要配慮者に対する配慮

災害発生後、避難行動要支援者や避難支援等関係者並びに要配慮者関係施設に対する情報伝達についてはあらゆるメディアを用い、情報が早期に確実に伝わるよう配慮する。

第3節 通信の確保

災害発生時の通信の確保のために、市は次のとおり対策を行う。

(1) 防災通信施設機能確認

所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）、防災相互通信用無線機、新潟県総合情報システム、全国瞬時警報システム（J—A—L—E—R—T）の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保するほか、携帯電話、メール（インターネット、L—G—W—A—N等）については、これを利用して通信を確保する。回線の不良等で通信の確保が困難な場合には、通信事業者に対し早期の復旧、並びに復旧期日の通知を要請する。

(3) 緊急連絡用回線設定

電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。

(4) 他機関への通信施設支援要請

関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請するほか、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

(5) 応急復旧計画の策定

所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）の被災状況及び代替通信手段の確保状況をもとに復旧計画を策定する。

(6) 非常通信の利用

信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請し、非常通信は地方非常通信ルートにより行う。

(7) その他の手段

通信の確保について、協定に基づき必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。

(8) 応急復旧工事

復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。

(9) 緊急対策用通信手段の確保

所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。また、利用可能な通信手段の情報を県から提供を受け、通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

(10) 庁舎停電時の対応

本庁、支所及び避難所等の停電時における通信の確保については、非常電源装置、備蓄している発電機等により行うとともに、停電が長期化する場合は防災関係機関に支援を要請する。

第11章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

- ① 市内の水防倉庫及び水防資器材は、資料11-1【水防資器材等】のとおりである。
- ② 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため水防協力団体等とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③ 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省羽越河川国道事務所長又は村上地域振興局長の承認を受けるものとする。
- ④ 消防団において、状況の急変等により災害対策本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域で水防資器材を調達するものとする。その場合は、その旨を消防長に報告するものとし、消防長は水防管理者へ報告するものとする。

第2節 輸送の確保

- (1) 非常の際の水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、水防管理団体は村上地域振興局長と輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画について、あらゆる状況を推定し、万全の措置を講じておく。
- (2) 水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成し、村上地域振興局長に提出しておくものとする。
 - ① 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
 - ② 万々に備えた多角的輸送路の選定図
- (3) 水防管理団体は、近距離輸送のためのトラック、その他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第12章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第3節 身分証票

消防団長、消防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
平成 年 月 日	
	村上市長
	氏 名
	印

(裏)

(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること

第13章 防災関係機関の相互協力体制

第1節 河川管理者の協力

国土交通省北陸地方整備局長と新潟県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 河川に関する情報
- (2) 重要水防箇所の手当点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

第2節 水防機関の協力等

- (1) 水防管理団体は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、本市の水防に支障のない範囲で消防団員を指揮し、必要な器具・資材を携行し、直ちに応援する。
- (2) 水防区域内で、2以上の管理団体に関係ある水防事務については、各水防管理者相互において予め協定しておく。
- (3) 他の水防管理団体からの応援を必要とするときは、直ちに当該水防管理者に対し応援を要請する。
- (4) 他の水防管理団体へ応援出動したとき又は他からの応援を受けたときの水防事務については、災害時相互応援協定等に定めるところによる。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、村上警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。その方法等については、あらかじめ村上警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、新潟県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、新潟県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5節 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

市は、新潟県や国土交通省羽越河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

第6節 他市町村に対する応援要請

市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、とりあえず口頭又は電話等で要請する。

第7節 消防機関に対する広域応援要請

消防団及び村上市消防本部の消防力で対処する事が困難と予測される救助・救急事故及び大規模な災害が発生したときは、消防組織法第39条及び第44条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び被害の軽減に万全を期する。

(1) 広域消防応援要請

新潟県広域消防応援協定による基本計画に基づき、他の市町村の消防機関へ応援要請を行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊要請

県内の消防応援で十分な対応が取れないと判断される場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、要請を行うものとする。

第8節 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して、地元建設業者等と協定を締結するなど連携を図る。

第9節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 14 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担すものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。(法第 41 条、23 条の第 3 項、第 4 項)

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決める。(法第 42 条第 2 項)

第 2 節 公用負担

(1) 水防のため必要あるときは、水防管理者及び消防団長又は消防長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。(法第 28 条)

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつてその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合に、これを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	第 号
身 分 氏 名	
上記の者に村上市一円における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者 氏 名	印
〔 又は水防団長 〕 〔 消防機関の長 〕	

水防計画編 第 14 章 費用負担と公用負担

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者にて手渡さなければならない。

公用負担命令票			
負担者	住 所 氏 名		
物件数量	負担内容（使用、収用、処分等）		期間摘要
水防法第 28 条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。			
年	月	日	
	命令者 氏 名		印

(4) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価によりその損失を補償するものとする。（法第 28 条）

第 15 章 水防報告等

第 1 節 水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後 2 日以内に村上地域振興局を經由して県土木部河川管理課（水防本部）にその概況を速報するものとする。また、直轄河川である荒川にあつては、国土交通省羽越河川国道事務所にも概況を報告する。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合や、水防資材等の救援を要する場合は、その旨を併せて連絡するものとする。

第 2 節 水防活動実施報告

水防管理団体の長は、水防活動が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめ、資料 15-1【水防活動報告書】により村上地域振興局長及び国土交通省羽越河川国道事務所長に報告しなければならない。

- ① 水防実施河川名及び位置
- ② 活動日時
- ③ 活動人員（当該箇所の人件数）
- ④ 水防活動費用の内訳
- ⑤ その他必要事項

なお、下記事項については報告の必要は無いが、記録を作成保管するものとし、必要に応じ報告する。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 警戒出動及び解散命令の時刻
- ③ 消防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分（水防資器材が不明のときは、とりあえずその旨を報告すること。）
- ⑦ 水防法第 28 条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
- ⑨ 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者住所氏名とその理由
- ⑩ 自衛隊及び一般の応援状況
- ⑪ 居住者出勤の状況
- ⑫ 警察の援助状況
- ⑬ 現場指導官公吏氏名
- ⑭ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 殊勲者及びその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- ⑱ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- ⑲ その他必要な事項

注）年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約 35 万円）以上となると補助金が交付される予定なので、水防管理団体は、報告をできるだけ正確に行い交付の際に必要な書類（資材受払簿、資材購入書庫書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

第3節 水防報告の例示（水防管理団体から県水防支部への水防報告例示）

（表）

※巡視ルート図（ポンチ絵添付）

水防〔巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況〕報告	
報告者機関名	≠
種別	通 報 の 内 容
① 巡視出動状況	<p>_____日 [午前] _____時_____分 [頃から] _____川 [左岸] _____ [市町村] [午後] _____分 [頃から] _____ [右岸] _____ [市町村]</p> <p>_____地元 [へ] _____が _____名 [イ、出動し河川の巡視を ロ、被災箇所に向け、出動します。]</p> <p>[ハ、実施します。 ニ、実施中です。 ホ、実施した。]</p> <p>[巡視所見等連絡事項]</p>
② 水防作業状況	<p>水防作業</p> <p>イ、を実施します。 ロ、を実施中です。 ハ、を実施した。 ニ、は実施していません。</p> <p>_____日 [午前] _____時_____分 [頃から] _____川 [左岸] _____ [市町村] [午後] _____分 [頃から] _____ [市町村]</p> <p>_____だれ _____地元で _____が _____名より</p> <p>[水防工法] _____ [数量] _____ _____を _____です。</p> <p>[資材の要請、見通し等連絡事項]</p>
③ 被災状況と要請事項	<p>_____日 [午前] _____時_____分 _____川 [左岸] _____ [市町村] [午後] _____分 _____ [右岸] _____ [市町村] _____地先</p> <p>(河川距離票 _____ km)</p> <p>において [イ、堤防] _____ [が] _____ [ホ、破堤 ロ、護岸] _____ [の] _____ [へ、越水 ハ、_____ [から] _____ [ト、欠損] _____ [チ、法くずれ] _____ [オ、する恐れがある。 水門、樋門、樋管] _____ [リ、洗掘] _____ [カ、している。 ニ、_____ [ル、漏水] _____ [ヨ、_____]</p> <p>[要請事項等]</p> <p>(注) 通信連絡では、欠壊と決壊の区別がつかないので、決壊の場合は「破堤」ということ。 また、欠壊の場合は、具体的に「〇〇欠壊」しているということ。</p>

(裏)

④ 一般被害状況	<p>_____日 [午前] _____時現在_____ [市町村] _____地区の人的被害は、</p> <p>死者 _____名、行方不明者 _____名、重軽傷者 _____名です。</p> <p>住家の被害は、全壊、主失、半壊 _____戸で</p> <p>床上浸水 _____戸、床下浸水 _____戸です。</p> <p>浸水面積は、宅地 _____ha、田畑等 _____haです。</p> <p>なお [イ、現在の被害が増大しています。 ロ、調査が進めば、さらに被害が増大するものと思われます。 ハ、減水しはじめましたので、今後は、被害の増大はないものと思われます。 ニ、</p>
-------------	--

⑤ 避難状況	<p>_____ [市町村] _____地区住民は_____日 [午前] _____時 [午後]</p> <p>[イ、に出された _____の避難勧告により ロ、 _____警察署の避難命令により ハ、自主的に _____] _____名</p> <p>_____名 _____名 [ニ、避難しはじめました。 ホ、避難しています。 ヘ、避難を終了しました。]</p>
-----------	---

⑥ 避難状況	受報	受報者	相手方連絡者	受報時刻
				日 [午前] _____時 分 [午後]
	通報	通報者	相手方連絡者	通報時刻
				日 [午前] _____時 分 [午後]
				日 [午前] _____時 分 [午後]
				日 [午前] _____時 分 [午後]

第16章 水防訓練

第1節 水防訓練

市は、毎年出水期前に、消防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

そのため、国土交通省羽越河川国道事務所長及び村上地域振興局村上地域整備部長の指導のもとに開催される水防演習に毎年1回以上参加し、概ね次の種目の演習を行う。

ア 木流し工法

イ 積み土のう工法

ウ 月の輪工法

エ 鋼製月の輪工法

オ シート張工法

カ 立籠工法

キ 水のう工法

ク 救助訓練

ケ 情報伝達訓練

第17章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 浸水想定区域の指定・公表

国土交通大臣及び新潟県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

村上市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設。）で、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（資料17-1【要配慮者利用施設等一覧】）

第3節 洪水ハザードマップ

市長は、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するとともに、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしなければならない。

村上市洪水避難地図（洪水・土砂災害ハザードマップ） 平成22年3月作成
・村上地区版 ・荒川地区版 ・神林地区版
・朝日地区版（その1、その2） ・山北地区版

第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により村上市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第 18 章 津波に対する水防活動について

第 18 章では、津波に対する水防について記載する。本章に記載の無いものについては、第 2 章から第 17 章を参照することとする。

第 1 節 水防配備

- (1) 市における津波に対する水防体制
村上市地域防災計画（震災対策編）第 3 章第 1 節を参照

- (2) 水防管理団体の非常配備

種類	内 容	発令基準
待機 ・ 準備	水防管理者は、その後の情勢を把握することに努め、消防団員の安全を確保したうえで、直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。	気象庁から津波警報等が発令されたとき。
出動	直ちに、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。	津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。

第 2 節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川並びに水防警報発表者及び水防情報提供者

- (1) 法第 16 条の規定により、国土交通大臣が津波に対する水防警報を行う河川

河川名	発表対象市町村名	発表機関
荒 川	村上市、胎内市	羽越河川国道事務所長

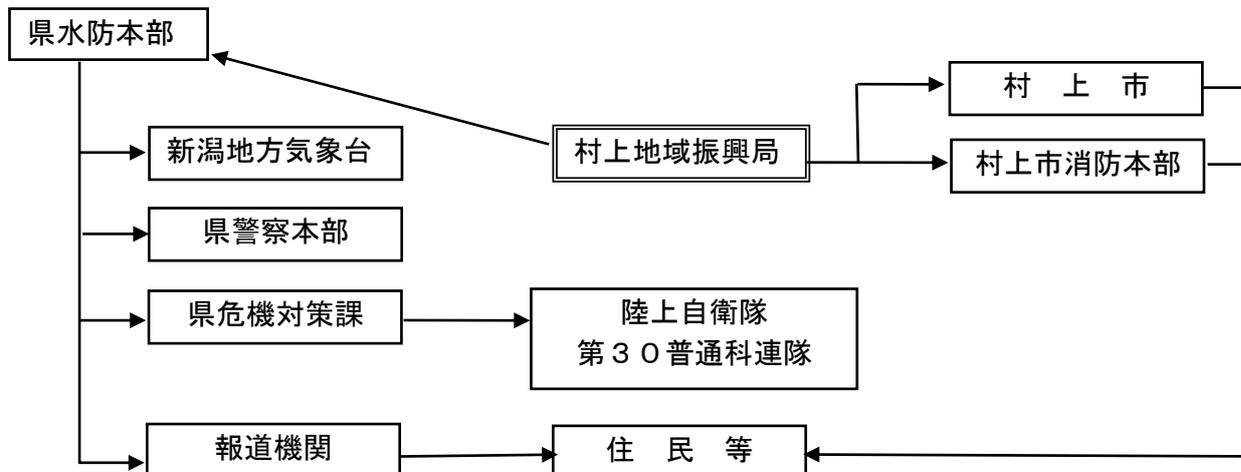
- (2) 法第 16 条の規定により、新潟県知事が津波に対する水防警報を行う河川

河川名	発表対象市町村名	水防警報発令地域機関
三面川	村上市	村上地域振興局
門前川	村上市	村上地域振興局

- (3) 水防警報の発表形式は、資料 18-1 【水防警報の発表形式（例：津波）】による。

第 3 節 水防警報及び水防情報提供の伝達系統

村上地域振興局（三面川、門前川）



第 4 節 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

(2) 村上市地域防災計画の拡充

村上市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、村上市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 村上市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 津波ハザードマップの作成・周知

市長は、村上市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を

確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

(4) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により村上市地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを村上市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ そのほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第19章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、一般社団法人もしくは一般財団法人又は特定非営利活動法人で下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

- ① 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④ 水防に関する調査研究
- ⑤ 水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥ 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

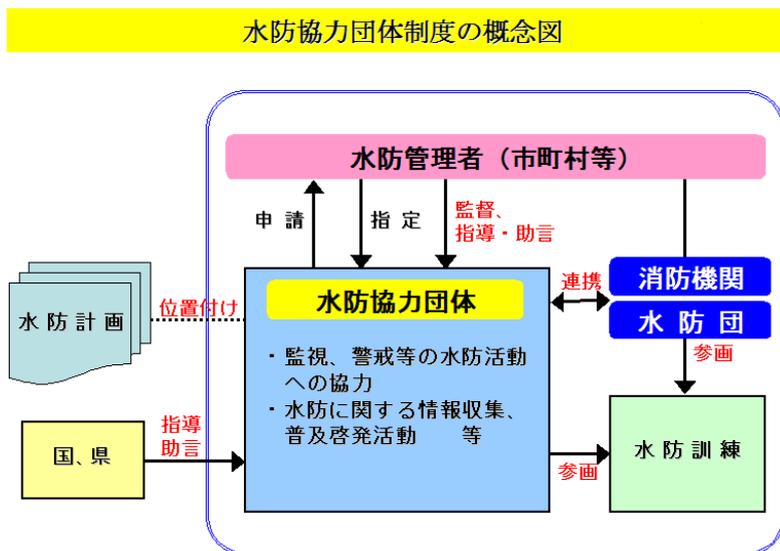
また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(水防法第32条の3)

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理者は、水防協力団体の申請により、指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

【参考】



平常時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・水防に関する情報や資料を収集し、提供するとともに、水防に関する調査研究を行い、水防に関する知識の普及や啓発を行う。 ・水防に関する知識を高め、災害時に力が発揮できるように、水防訓練に参加する。
災害時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の安全を確保したうえで、消防団・消防団が行う水防活動ととの調和を図り、自主的・自発的に情報収集や支援活動等の水防活動に協力します。 ・活動例 異常個所の発見等の情報収集、巡視、避難援助、土のう袋詰め・運搬等の後方支援

資料編

水防計画編 資料

資料2-1 避難勧告等の種類（災害対策基本法 60 条）

種 類	内 容	発令時の状況	住民に取ってもらう行動
避難準備 情報	事前の推移によっては避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難の準備を呼びかけるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の起こる前兆とみられる現象の発生や切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者など、特に避難行動に時間を必要とする方は、計画された避難場所への避難行動を開始する。 ・要援護者など以外の方は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	居住者に立ち退きを勧め促しますが、強制力はない。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・発令された対象地域で通常の避難行動ができる方は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。
避難指示	被害の危険が切迫したときに発せられるもので「避難勧告」よりも拘束力が強い。	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で、避難中の方は確実な避難行動をとる。 ・発令された対象地域でまだ避難していない方は、ただちに避難行動に移るとともに、その行動に移る時間的余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

資料2-2 避難ランクに応じた避難行動

浸水危険情報	出 水 時 の 心 構 え
浸水時 家屋倒壊危険ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の倒壊のおそれがあり、避難が遅れると命の危険が非常に高いため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報にも注意し、事前に必ず避難所等の安全な場所に避難
浸水深 3.0m以上の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状態に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ・高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難
浸水深 0.5m～3.0mの区域	<ul style="list-style-type: none"> ・平屋住宅又は集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状態に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ・2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、水深0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず、自宅2階等に待機。ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要
浸水深 0.5m未満の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が遅れた場合は、自宅上層階で退避。ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要。

水防計画編 資料

資料3-1 荒川重要水防箇所評定基準（国土交通省羽越河川国道事務所管理）

村上市地域防災計画（資料編） 資料5

区 分 種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	重要度A（水防上最も重要な区間）	重要度B（水防上重要な区間）	
堤 防 高（流下能力） ※堤防が計画通り完成していても、川底が高いことなどにより、洪水があふれてしまう箇所（流下能力不足）もこれに含めています。	計画としている洪水が流れてきた場合に、堤防が低い ためあふれる箇所。	計画としている洪水が流れてきた場合に、あふれる ことはないが、必要な余裕高（計画の堤防高と洪水の 水位との差）がとれない箇所。 ※「余裕高」は荒川の場合2mです。 堤防が低い ためあふれる箇所。	
法崩れ・すべり	過去に堤防の斜面が崩れたことがあるが、まだその 対策が充分でない箇所。	過去に堤防の斜面が崩れたことがあるが、対策が施さ れているが、まだ完了していない箇所。 過去に堤防の斜面が崩れたことはないが、崩れる可 能性のある箇所で、まだその対策が十分でない箇所。	
漏 水 ※漏水とは、堤防から洪水 の水が流れ出すこと です。	過去に漏水が起きたことがあるが、まだその対策が充 分でない箇所。	過去に漏水が起きたことがあり、対策が施されてい るが、まだ完了していない箇所。 過去に漏水が起きたことはないが、その可能性があ る箇所でまだその対策が充分でない箇所。	
水衝・洗掘 ※水衝部とは、川が曲がっ ている外側で、水に流れ が強くあたる場所のこ とをいいます。	水衝部にある堤防の前面の川底が流れにより深く掘 られているが、まだその対策が充分でない箇所。 橋などのある場所が、流れにより掘られているが、ま だその対策が充分でない箇所。	水衝部にある堤防の前面の川底が、流れによりそれ ほど深くはないが掘られており、まだその対策が充 分でない箇所。	
工 作 物	堤、橋、樋管などのうち、護岸が取り付けられてい なかったり、施設が老朽化しているなど、改善する必 要があるが、まだ対策が十便でない箇所。 橋などの高さが低いため、計画としている洪水が流 れた場合、橋桁がもぐってしまう箇所。	計画としている洪水が流れた場合、橋桁がもぐって しまうことはないが、必要な余裕高（桁下と洪水の 水位との差）がとれない箇所。 ※荒川の場合、旭橋が該当。	
破 堤 跡			過去に破堤（堤防が決壊すること）した ことがある箇所。 このような箇所は、地質が弱いことも多 く、必要な対策が完了しても、要注意区 間としています。

注) 要注意区間：新しく堤防を作った「新堤防」、過去に堤防が決壊したことがある「破堤跡」、以前川だった所が堤防となっている「旧川跡」など、過去の経験から注意を要する箇所。また、破堤などの履歴を残すための箇所。

水防計画編 資料

資料3-2 重要水防箇所（国土交通省羽越河川国道事務所管理河川）

村上市地域防災計画（資料編） 資料5

① 荒川の重要水防箇所（左岸）

河川名	箇所番号	位置				管理団体	重要度		要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法		
		郡市	町村	大字	河口からの距離		A	B						
					(自○km±○m)								～	至○km±○m)
荒川	L1	村上		海老江～鳥屋	0.25km	～	2.75km	村上市		2,461m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L2	村上		大津～佐々木	3.5km+100m	～	4.0km	村上市		400m		水衝部・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
	L3	村上		大津～佐々木	4.0km	～	4.25km	村上市		261m		水衝部・洗掘 流下能力不足	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工 積み土のう工
	L4	村上		荒島	6.25km	～	7.5km	村上市		1,281m		破堤跡		
	L5	村上		荒島	7.75km	～	7.75km+188m	村上市		188m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L6	村上		貝附	9.25km+150m	～	9.75km+67m	村上市		394m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L7	村上岩船	関川	貝附～大島	9.75km+132m	～	11.25km	村上市 関川村		1,402m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L8	村上岩船	関川	小見～上関	14.25km	～	14.75km	関川村		452m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L9	村上岩船	関川	上関	15.25km	～	15.75km	関川村		493m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L10	村上岩船	関川	上関	16.5km+50m	～	17.25km	関川村		819m		水衝部・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
	L11	村上岩船	関川	上関	17.25km	～	17.5km	関川村		367m		流下能力不足 水衝部・洗掘	堤防決壊	積み土のう工 蛇籠張工、木流し工
	L12	村上岩船	関川	上関～下川口	17.5km	～	17.75km	関川村		441m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	L13	村上岩船	関川	上関～下川口	17.75km+99m	～	17.75km+217m	関川村		118m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
左岸小計								箇所 m	12箇所 7,796m	1箇所 1,281m		13箇所 9,077m		

※ 平成23年度の横断測量データを活用

水防計画編 資料

② 荒川の重要水防箇所（右岸）

河川名	箇所 番号	位 置					管理団体	重 要 度		要注意 区 間	現 況	予想される 危 険	対策水防工法	
		郡市	町村	大字	河口からの距離			A	B					
					(自○km±○m)	～								至○km±○m)
荒 川	R 1	村上		塩 谷	-0.25km	～	-0.25Km+206m	村上市		206m		H,W,L 堤 流下能力不足	堀川逆流、越水 堤防決壊	蛇籠張工 積み土のう工
	R 2	村上		塩 谷	-0.25km+206m	～	0.0km	村上市		85m		H,W,L 堤	堀川逆流、越水	蛇籠張工、 積み土のう工
	R 3	村上		塩 谷	0.0km	～	0.75km	村上市		772m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R 4	村上		塩 谷	0.75km	～	1.0km	村上市		251m		漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
	R 5	村上		塩谷～ 荒川縁	1.0km	～	1.75km	村上市		799m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R 6	村上		荒川縁 新田	1.75km	～	3.0km	村上市		1,248m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	R 7	村上		葛籠山	4.25km		4.5km+230m	村上市		491m		水衝部、洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
	R 8	村上		葛籠山 ～川部	4.75km		4.75km+150m	村上市		150m		破堤跡		
	R 9	村上		川 部	5.5km		6.25km	村上市		758m		破堤跡		
	R 10	村上		川 部	8.0km		8.0km+88m	村上市		88m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	R 11	岩船	関川	大 島	10.25km+14m	～	10.25km+100m	関川村		86m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
	R 12	岩船	関川	大 島	10.25km+100m	～	10.75km+200m	関川村		562m		流下能力不足 法崩れ	堤防決壊	積み土のう工 蛇籠張工、木流し工
	R 13	岩船	関川	大 島	10.75km+200m	～	10.75km+246m	関川村		46m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R 14	岩船	関川	大 島	10.75km+246m	～	10.75km+321m	関川村		75m		漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
	R 15	岩船	関川	大 島	10.75km+321m	～	11.0km	関川村		298m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R 16	岩船	関川	大島～ 小見前	11.0km	～	13.25km+200m	関川村		2,394m		漏水	堤防決壊	積み土のう工
	R 17	岩船	関川	小見前 新田	13.25km+200m	～	13.75km	関川村		313m		破堤跡		
	R 18	岩船	関川	高 瀬	16.5km+10m		17.25km	関川村		629m		漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
	R 19	岩船	関川	高 瀬	17.25km		17.5km	関川村		239m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
	R 20	岩船	関川	高 瀬	18.25km		18.5km	関川村		236m		破堤跡		
右岸 小計								箇所 m	16箇所 8,269m	4箇所 1,457m	20箇所 9,726m			
荒川 合計								箇所 m	28箇所 16,065m	5箇所 2,738m	33箇所 18,803m			

水防計画編 資料

資料3-3 重要水防箇所評定基準（新潟県管理）

村上市地域防災計画（資料編） 資料5

区 分 種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位、当該河川の合流先の河川（以下「本川」という。）の水位の影響区間にあつては本川の計画高水位）が現況の堤防高を越える箇所（ただし、これによりがたい場合は、河道の狭小又は局所的な堆積土砂等に起因して被害が予想される箇所、過去に外水（河川からあふれた水）はん濫があつた箇所）。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位、当該河川の合流先の河川（以下「本川」という。）の水位の影響区間にあつては本川の計画高水位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所（ただし、これによりがたい場合は、河道の狭小又は局所的な堆積土砂等に起因して被害が予想される箇所）。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。堤防斜面の崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、堤防斜面勾配等からみて堤防斜面の崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、堤防の決壊跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 堤防の決壊跡又は旧川跡の箇所。
陸 開			陸開が設置されている箇所。

水防計画編 資料

資料3-4 重要水防箇所（新潟県管理河川）

村上市地域防災計画（資料編） 資料5

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	区域箇所図No.	
				郡市	町村	大字		重点区間	A	B					
一級河川															
33	荒川	2	烏川	村上		坂町 十文字	堤防高 (流下能力)			右 790			越水	積み土のう工	③
							(小計)			(2) 1,580					
				6	春木山 大沢川	村上		坂町 春木山	堤防高 (流下能力)			右 1,245			越水
		(小計)	(2) 2,350												
		9	堀川	村上		牛屋	堤防高 (流下能力)			左 395			越水	積み土のう工	⑤
							(小計)			(3) 3,595					
				村上		松沢	堤防高 (流下能力)			右 1,600			越水	積み土のう工	⑥
		(小計)	(3) 3,595												
		19	桂川	岩船	関川	桂	堤防高 (流下能力)			右 100			越水	積み土のう工	⑦
							(小計)			(2) 210					
		20	太田沢川	岩船	関川	高田	堤防断面			右 110			越水	積み土のう工 木流し工、	⑧
							(小計)			(2) 210					
		23	藤沢川	岩船	関川	中東	堤防高 (流下能力)			左 450			越水	積み土のう工	⑨
(小計)	(1) 170														
24	中東川	岩船	関川	中東	堤防高 (流下能力)			右 170			越水	積み土のう工	⑩		
					(小計)			(2) 430							
27	赤谷川	岩船	関川	赤谷	堤防高 (流下能力)			右 190			越水	積み土のう工	⑪		
					(小計)			(2) 1,110							
二級河川															
2	大川	1	大川	村上		堀之内 温出	堤防高 (流下能力)			右 750			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	⑫
							(小計)			(3) 1,220					
				村上		大谷沢	水衝・洗掘			左 80			越水 欠壊	木流し工	⑬
		(小計)	(3) 390												
		2	大谷川	村上		大谷沢	堤防高 (流下能力)			右 440			越水	積み土のう工	⑮
							(小計)			(2) 1,000					
		3	小俣川	村上		岩石	堤防高 (流下能力)			左 200			欠壊	木流し工	⑰
							(小計)			(2) 600					
		4	水上沢川	村上		小俣	堤防高 (流下能力)			右 30			越水 欠壊	積み土のう工	⑱
							(小計)			(2) 120					
		6	中継川	村上		塔ノ下	堤防高 (流下能力)			右 200			越水	積み土のう工	⑲
							(小計)			(3) 400					
				村上		荒川口	水衝・洗掘			左 100			欠壊	木流し工	⑳
(小計)	(3) 400														
村上		半太平	堤防高 (流下能力)			右 100			越水	積み土のう工	㉑				
			(小計)			(3) 400									
7	荒川	村上		荒川	堤防高 (流下能力)			右 150			越水 欠壊	積み土のう工	㉒		
					(小計)			(2) 300							
4	碁石川	1	碁石川	村上		碁石	堤防高 (流下能力)			右 640			越水 欠壊	積み土のう工	㉓
							(小計)			(2) 1,280					

水防計画編 資料

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	区域箇所 図No.
				郡市	町村	大字		重点区間	A	B				
5	勝木川	1	勝木川	村上		北赤谷	堤防高 (流下能力)		左	100		越水	積み土のう工	㉔
				村上		上大蔵	堤防高 (流下能力)		右	50		越水	積み土のう工	㉕
				村上		中津原	堤防高 (流下能力) 水衝・洗掘		右	50		越水 欠壊	積み土のう工	㉖
							(小計)		(3)	200				
		5	大毎川	村上		北中	水衝・洗掘		右	30		欠壊	木流し工	㉗
				村上		大毎	堤防高 (流下能力) 水衝・洗掘		右 左	450 240		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㉘
					(小計)		(3)	720						
6	葡萄川	1	葡萄川	村上		寒川	堤防高 (流下能力)		左	360		越水	積み土のう工	㉙
				村上		寒川	水衝・洗掘		左	480		越水 欠壊	木流し工	㊀
				村上		越沢	堤防高 (流下能力) 水衝・洗掘		右 左	470 310		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㊁
				村上		中小屋	水衝・洗掘		右 左	520 620		欠壊	木流し工	㊂
							(小計)		(6)	2,760				
		2	水無川	村上		寒川	堤防高 (流下能力)		右	30		越水	積み土のう工	㊃
					(小計)		(1)	30						
7	脇川	1	脇川	村上		脇川	堤防高 (流下能力)		右 左	170 240		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㊄
							(小計)		(2)	410				
8	笹川	1	笹川	村上		笹川	堤防高 (流下能力)		左	70		越水	積み土のう工	㊅
							(小計)		(1)	70				
10	桑川	1	桑川	村上		桑川	堤防高 (流下能力)		右 左	50 350		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㊆
							(小計)		(2)	400				
12	大川	1	大川	村上		柏尾	堤防高 (流下能力)		右 左	65 65		越水	積み土のう工	㊇
							(小計)		(2)	130				
13	三面川	1	三面川	村上		瀬波	堤防高 (流下能力)		左	300		越水	積み土のう工	㊈
				村上		羽下ヶ淵	堤防高 (流下能力)		右	920		越水	積み土のう工	㊉
				村上		下新保	水衝・洗掘		左	400		欠壊	木流し工	㊀
				村上		岩沢	堤防高 (流下能力) 水衝・洗掘		右	1,300		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	㊁
				村上		荃太	堤防高 (流下能力)		左	200		越水	積み土のう工	㊂
							(小計)		(5)	3,120				
		2	門前川	村上		大栗田	堤防高 (流下能力)		左	100		越水	積み土のう工	㊃
							(小計)		(1)	100				
		3	山田川	村上		下山田	堤防高 (流下能力)		右 左	270 270		越水	積み土のう工	㊄
							(小計)		(2)	540				
		4	小谷川	村上		天神岡	水衝・洗掘		右 左	20 20		欠壊	木流し工	㊅
					(小計)		(2)	40						
5	高根川	村上		中原		水衝・洗掘		左	2,400		欠壊	木流し工	㊆	
				高根		堤防高 (流下能力)		右 左	200 200		欠壊	積み土のう工	㊇	
					(小計)		(3)	2,800						

水防計画編 資料

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	区域箇所図No.	
				郡市	町村	大字		重点区間	A	B					
13	三面川	6	前の川	村上		猿沢	堤防高 (流下能力)	右 350 左 350		右 660 左 660		越水	積み土のう工 木流し工	52	
							(小計)	(2) 700	(2) 1,320						
		8	関口沢内川	村上		関口	堤防高 (流下能力)		右 640 左 640				越水	積み土のう工	53
							(小計)	(2) 1,280							
		12	荒沢川	村上		荒沢	堤防高 (流下能力)			左 150			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	55
							(小計)	(1) 150							
		14	長津川	村上		能登	堤防断面 (流下能力)			左 540			越水	積み土のう工	56
							水衝・洗掘		右 460 左 360		欠壊	木流し工			
				村上		釜杭	水衝・洗掘		右 880				欠壊	木流し工	58
							(小計)	(4) 2,240							
		15	新屋沢内川	村上		石住	堤防高 (流下能力)		右 140 左 470				越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	59
							(小計)	(2) 610							
		16	薦川	村上		猿田	堤防高 (流下能力)		右 40				越水	積み土のう工	60
							堤防高 (流下能力)		左 500		越水	積み土のう工			
				(小計)	(2) 540										
		18	小揚川	村上		小揚	水衝・洗掘			左 100			欠壊	木流し工	61
							堤防高 (流下能力)		右 480		越水	積み土のう工			
				(小計)	(2) 580										
29	荃太川	村上		荃太	堤防高 (流下能力)		左 200				越水	積み土のう工 木流し工	63		
					(小計)	(1) 200									
14	石川	1	石川	村上		岩船	堤防高 (流下能力)		左 300			越水	積み土のう工	64	
							村上		三日市 八日市	(右)堤防高 (流下能力)					右 370
				村上		岩船 八日市	新堤防 (H25完成)			右 450 左 400		決壊	着流し工	65-1	
				村上		下助淵 下潟端	堤防高 (流下能力) 堤防断面	右 800 左 800	右 520 左 520		越水 欠壊				積み土のう工 木流し工
				村上		下潟端 大塚	堤防高 (流下能力) 漏水		右 1,100 左 1,100			越水 欠壊	積み土のう工 月の輪工	67	
				村上		上潟端 上助淵	堤防高 (流下能力) 堤防断面		右 980 左 980		越水 欠壊				積み土のう工 木流し工
				村上		指合	堤防高 (流下能力) 堤防断面		右 80 左 110			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	69	
				(小計)	(2) 1,600	(8) 5,500	(2) 560	(2) 850							
		2	百川	村上		飯岡 九日市	堤防高 (流下能力)	右 600	右 1,100	左 600			越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	70
							村上		桃川	堤防高 (流下能力)		右 530			
				村上		桃川	堤防高 (流下能力)		右 80		越水	積み土のう工	72		
(小計)	(1) 600	(1) 1,100	(3) 1,210												
3	笛吹川	村上		小口川 高御堂	堤防高 (流下能力)		右 2,300 左 2,300				越水	積み土のう工	73		
					(小計)	(2) 4,600									
一級河川計						(2) 210	(2) 210	(13) 9,685							
二級河川計						(5) 2,900	(12) 12,480	(69) 23,650	(2) 850						
管内合計						(7) 3,110	(14) 12,690	(82) 33,335	(2) 850						

水防計画編 資料

資料3-5 重要水防箇所評定基準（新潟県管理海岸） 村上市地域防災計画（資料編） 資料5

区分 種別	水防上最も重要な区間 A	次に重要な区間 B	やや危険な区間 C
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区。	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域。	堤防高は計画堤防高である注意を要する区域。
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるもの、又はその恐れが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置講じられた実績があるもの。	漏水、法崩等の不安が考えられる箇所。
水衝箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。	護岸が完全と考えられるが注意を要する区域。
洗掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの。 波消等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前が面洗掘の危険がある場合。	汀線が安定して洗掘の恐れがないと考えられるが注意を要する区域。
堤体の強度	施工してから年数がたち全体的に破損し又過去に大きな破損の実績があるもの。	施工してから年数がたち堤体に破損があるもの。 又は、その恐れが十分あるもの。	近年施工したものであるが注意を要する区域。

水防計画編 資料

資料3-6 海岸関係重要水防箇所（新潟県管理）

村上市地域防災計画（資料編） 資料5

海岸名	位置			評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法	区域箇所 図No.
	郡市	町村	大字								
神林	村上		塩谷	洗掘	672			脚部洗掘	洗掘	ブロック投入	74
瀬波	村上		瀬波	洗掘			1,747	脚部洗掘	洗掘	ブロック投入	75
岩ヶ崎	村上		岩ヶ崎	堤防高			70	水防上注意	越波、洗掘	ブロック投入	76
吉浦早川	村上		岩ヶ崎	洗掘		111	399	水防上注意 脚部洗掘	越波、洗掘	ブロック投入	77
大月	村上		大月	洗掘	60	388		水防上注意 脚部洗掘	越波、洗掘	ブロック投入	78
野潟	村上		野潟	水衝箇所			1,043	水防上注意	越波、洗掘	ブロック投入	79
間島	村上		間島	水衝箇所		240	160	脚部洗掘	越波、洗掘	ブロック投入	80
柏尾	村上		柏尾	洗掘 堤体の強度	50	350		水防上注意 護岸脆弱	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	81
吉浦早川	村上		吉浦早川	水衝箇所			1,571	脚部洗掘	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	82
馬下	村上		馬下	水衝箇所			295	水防上注意	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	83
浜新保	村上		浜新保	水衝箇所	150		450	脚部洗掘	洗掘	ブロック投入	84
桑川	村上		桑川	水衝箇所 堤体の強度		290	796	脚部洗掘 護岸脆弱	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	85
板貝	村上		板貝	洗掘			300	水防上注意	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	86
今川	村上		今川	水衝箇所			400	水防上注意	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	87
脇川	村上		脇川	水衝箇所			150	水防上注意	越波、洗掘、崩壊	ブロック投入	88
脇川松影 浜平地先	村上		脇川	堤体の強度	354			護岸脆弱	崩壊	ブロック投入	88-1
寒川	村上		寒川	洗掘			1,249	護岸脆弱	崩壊	ブロック投入	89
芦谷	村上		芦谷	水衝箇所			400	脚部洗掘	崩壊	ブロック投入	90
寝屋	村上		出戸	水衝箇所		48	261	水防上注意	崩壊	ブロック投入	91
碁石	村上		碁石	水衝箇所			300	水防上注意	崩壊	ブロック投入	92
府屋	村上		府屋	水衝箇所			1,347	水防上注意	洗掘	ブロック投入	93
中浜	村上		中浜	水衝箇所	150	70	704	前面洗掘	越波、洗掘	ブロック投入	94
内浦	岩船	粟島浦	内浦	洗掘		180	494	水防上注意 脚部洗掘	脚部洗掘	ブロック投入	95
合計					(6) 1436	(8) 1677	(19) 12,136				

水防計画編 資料

資料3-7 水防上巡視を必要とする構造物

村上市地域防災計画（資料編） 資料5

（国土交通省）

河川名	位 置				管理団体	A	B	要注意区間	現況	予想される危険	対策水防工法			
	箇所 番号	郡市	町 村	大 字								河口からの距離		
												(自○km±○m	～	至○km±○m)
荒 川	①	村上		(左) 荒川縁新田 (右) 福田	左1.0km+70 m 右1.0km+40m 旭橋	～			桁下高不足	せき上げ	巡視強化			

※ 桁下高不足…桁下高が状況河道における計画高水流量規模洪水の水位以下となる箇所

（新潟県）

水系名	河川名	位 置 郡 市	町 村	大 字	構造物名	構造物の設置者名 (管理者名)	予想される危険
三面川	長津川	村上		釜 杭	(自動転倒堰) 釜杭頭首工	三面川沿岸土地改良区 0254-53-1713	転倒堰復元不能

水防計画編 資料

資料5-1 指定水位観測所

河川名	観測所名	地名			堤防高	量水標 管理者	水防団 待機水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	観測員	既往最高水位		種別	量水標 0点高	連絡先 電話
		郡市	町村	大字								年月日	水位			
三面川	宮ノ下	村上		宮ノ下	右岸 16.30 左岸 17.60	村上地域 振興局	10.39	11.39	13.09	13.39	職員	S42.8.28	12.491	テレメータ	8.380	防災情報システム 52-1879
	泉町	村上		泉町	右岸 8.26 左岸 9.20		4.57	5.37	6.50	6.70	〃	S15.7.20	8.50	〃	-0.050	
高根川	早稲田	村上		早稲田	右岸 40.73 左岸 41.50		37.85	38.40	39.15	39.73	〃	S15.7.12	40.474	〃	35.656	
門前川	山辺里	村上		山辺里	右岸 12.80 左岸 12.70		9.60	10.20	10.86	11.46	〃	S42.8.29	12.50	〃	0	
荒川	鷹ノ巣	岩船	関川	鷹ノ巣	右岸 53.60 左岸 65.92		48.60	49.53	50.45	53.25	〃			〃	0	
荒川	上関	岩船	関川	上関	<u>10.94</u>	国土 交通省	3.60	4.30	6.45	7.39	〃	H16.7.17	5.60	〃	30.64	自動電話応答 64-1635
荒川	葛籠山	村上		葛籠山	<u>10.14</u>		3.00	3.70	6.57	7.25	〃	H16.7.17	5.63	〃	3.25	

※ 下線は零点表示、その他は標高表示

資料5-2 その他水位観測所

河川名	観測所名	地名			堤防高	量水標 管理者	水防団 待機水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	観測員	既往最高水位		種別	量水標 0点高	連絡先 電話
		郡市	町村	大字								年月日	水位			
大川	府屋	村上		府屋	7.89	村上地域 振興局					職員	S41.7.17		テレメータ	0	防災情報システム 52-1879
高根川	岩沢	村上		岩沢	23.40		19.69	20.29			〃	S42.8.28	18.517	〃	15.797	
三面川	荃太	村上		荃太	44.91		42.04	43.02			〃	S42.8.28	44.22	〃	40.678	
石川	石川	村上		八日市	2.16						〃			〃	0.180	
荒川	河口	村上		海老江	6.43	国土 交通省						H23.6.23	2.90	時記記録	-0.21	
〃	花立	村上		小岩内	19.565								S56.6.22	6.86	テレメータ	7.93

水防計画編 資料

資料8-1 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する建材	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹		
漏水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
深掘れ (洗掘)	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい	
	立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	急流河川 土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	

水防計画編 資料

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する建材	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	居住側堤防斜面（裏のり）	ひ控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		かぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近に杭を打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川
	くい打ち積み土のう工		居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
	土のう羽口工		居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	つなぎくい打ち工		居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
	さくかき詰め土のう工		つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工		居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

水防計画編 資料

最終調整すること

資料9-1 ダム・水門一覧

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	連絡先	備考
三面ダム	三面川	村上市岩崩字沼田	洪水調節、水力発電	新潟県			
奥三面ダム	三面川	村上市三面	洪水調節、水力発電	新潟県			
猿田ダム	三面川	村上市三面	水力発電	新潟県			
大石ダム	荒川	岩船郡関川村大字大石地先	洪水調節、水力発電	羽越河川国道事務所			
岩船ダム	荒川	岩船郡関川村片貝	水力発電	荒川水力電気株式会社			
乙大日川樋門	荒川	荒川左岸距離票 0.0 k -290m	内水排除、流入防止	羽越河川国道事務所	同左		常時開放
大沢川排水樋管	荒川	荒川右岸距離票 7.75 k -70m	内水排除、流入防止	羽越河川国道事務所	同左		
荒島排水樋管	荒川	村上市荒島字シツノ144番地1	内水排除、流入防止	村上市	村上市荒川支所	62-5273	常時開放
鳥屋排水樋管	荒川	村上市鳥屋字上野535番地11 他	内水排除、流入防止	荒川沿岸土地改良区	同左	62-3151	常時開放
荒川縁排水樋管	荒川	村上市荒川縁新田字川原380番地96 他	内水排除、流入防止	荒川沿岸土地改良区	同左	62-3151	常時開放
旧堀川排水樋管	荒川	村上市塩谷	内水排除、流入防止	村上市	荒川沿岸土地改良区	66-6395	常時開放
塩谷排水樋管	荒川	村上市塩谷	内水排除、流入防止	村上市	荒川沿岸土地改良区	66-6395	常時開放
堀川排水門	古川						常時開放
古川排水樋管	古川						常時閉鎖

資料9-2 羽越河川国道事務所直轄樋門 退避目安水位

施設名	位置 (距離票)	HWL T.P.(m)	退避の目安水位			観測所諸元						退避の目安水位			備考
			施設水位 T.P.(m)	目安流量 (m3/s)	観測所 位置 水位(m)	計画高 水位 水位(m)	はん濫 危険水位 水位(m)	避難 判断水位 水位(m)	はん濫 注意水位 水位(m)	水防団 待機水位 水位(m)	観測所名	施設水位 T.P.(m)	目安流量 (m3/s)	観測所 位置 水位(m)	
乙大日川樋門	L -0.29	3.39	3.39	7.167	7.80	7.80	7.25	6.57	3.70	3.00	葛籠山	4.0	11.931	9.96	津波浸水対策
大沢川排水樋管	R 7.82	17.18	17.18	7.895	7.80							19.5	12.638	10.23	

三面ダムよりのお知らせ

村上地域振興局 地域整備部 三面分室
問い合わせ先電話：0254-72-1063

1. 三面ダム洪水警戒体制のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕のため洪水が予想されますので、〔 〕日〔 〕時〔 〕分に洪水警戒体制に入りました。

②三面ダムの降り始めからの降雨量は、〔 〕日〔 〕時現在〔 〕mmです。
〔 〕時〔 〕分現在 流入量〔 〕 m^3/s 、放流量〔 〕 m^3/s です。

月 日 時 分 送信者 受信者

2. 三面ダム放流開始のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕のため〔 〕日〔 〕時〔 〕分から〔 〕 m^3/s のゲート放流を開始します。

月 日 時 分 送信者 受信者

3. 三面ダム洪水流入量のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕日〔 〕時〔 〕分、洪水流入量 $300.00 m^3/s$ に達しました。

②三面ダムの降り始めからの降雨量は、〔 〕日〔 〕時現在〔 〕mmです。

月 日 時 分 送信者 受信者

4. 三面ダム洪水調節開始のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕日〔 〕時〔 〕分から、洪水調節を開始しました。

②三面ダムの降り始めからの降雨量は、〔 〕日〔 〕時現在〔 〕mmです。

月 日 時 分 送信者 受信者

5. 三面ダム洪水警戒体制解除のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕日〔 〕時〔 〕分、洪水警戒体制を解除しました。

②〔 〕時〔 〕分現在 流入量〔 〕 m^3/s 、放流量〔 〕 m^3/s です。

月 日 時 分 送信者 受信者

備 考

- | | | | | |
|------------------|---|-------|----------------|----------------------------|
| 1. 三面ダム貯水位 | 〔 | 常時満水位 | EL 121.00m | 10月1日～6月14日 |
| | | 制限水位 | EL 117.00m | 6月15日～9月30日 |
| 2. 三面ダム放流基準 | | 無害放流量 | $300.00 m^3/s$ | 未満（発電使用料 $54.00 m^3/s$ 含む） |
| 3. 三面ダム洪水流入量 | | | $300.00 m^3/s$ | |
| 4. 三面ダム洪水調節開始流入量 | 〔 | | $565.00 m^3/s$ | 10月1日～6月14日 |
| | | | $480.00 m^3/s$ | 6月15日～9月30日 |

詳細な雨量・河川水位・ダム情報は、下記のホームページより入手してください。
新潟県防災情報システム (<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/index.html>)

奥三面ダムよりのお知らせ

村上地域振興局 地域整備部 三面分室
 問い合わせ先電話：0254-72-6646

1. 奥三面ダム洪水警戒体制のお知らせ。

①奥三面ダムでは〔 〕のため洪水が予想されますので、〔 〕日〔 〕時〔 〕分に洪水警戒体制に入りました。

②奥三面ダムの降り始めからの降雨量は、〔 〕日〔 〕時現在〔 〕mmです。
 〔 〕時〔 〕分現在 流入量〔 〕 m^3/s 、放流量〔 〕 m^3/s です。

月 日 時 分 送信者 受信者

2. 奥三面ダム放流開始のお知らせ。

①奥三面ダムでは〔 〕のため〔 〕日〔 〕時〔 〕分から〔 〕 m^3/s の底部放流を開始します。

月 日 時 分 送信者 受信者

3. 奥三面ダム洪水流入量のお知らせ。

①奥三面ダムでは〔 〕日〔 〕時〔 〕分、洪水流入量 $200.00 m^3/s$ に達し、洪水調節を開始しました。

②奥三面ダムの降り始めからの降雨量は、〔 〕日〔 〕時現在〔 〕mmです。

月 日 時 分 送信者 受信者

4. 奥三面ダム自然越流開始のお知らせ。

①奥三面ダムでは〔 〕日〔 〕時〔 〕分に〔 常時満水位・制限水位 〕を越え、〔 非常用洪水吐・常用洪水吐 〕により自然越流を開始しました。

②〔 〕時現在 水位 EL〔 〕m、流入量〔 〕 m^3/s 、放流量〔 〕 m^3/s です。

月 日 時 分 送信者 受信者

5. 奥三面ダム洪水警戒体制解除のお知らせ。

①奥三面ダムでは〔 〕日〔 〕時〔 〕分、洪水警戒体制を解除しました。

②〔 〕時〔 〕分現在 流入量〔 〕 m^3/s 、放流量〔 〕 m^3/s です。

月 日 時 分 送信者 受信者

備 考

- | | | | |
|------------------|-----------------|----------------|-------------|
| 1. 奥三面ダム貯水位 | 〔 常時満水位
制限水位 | EL 229.00m | 10月1日～6月14日 |
| | | EL 213.20m | 6月15日～9月30日 |
| 2. 奥三面ダム洪水流入量 | | $200.00 m^3/s$ | |
| 3. 三面ダム洪水調節開始流入量 | | $200.00 m^3/s$ | |

詳細な雨量・河川水位・ダム情報は、下記のホームページより入手してください。
 新潟県防災情報システム (<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/index.html>)

猿田ダムからのお知らせ

新潟県発電管理センター

TEL 0254-62-6688

FAX 0254-62-6721

4. 急激放流開始のお知らせ

猿田ダムでは、()日()時()分から急激な流入量の変化に対応した放流を行うため、下流河川の水位が急激に上昇するおそれがありますので、十分に注意してください。

【受信者側記入欄 月 日 時 分 連絡者 受信者 】

7. 洪水時のお知らせ

猿田ダムでは、()日()時()分、洪水流量 $100 \text{ m}^3/\text{s}$ に達しました。

なお、猿田ダムの降り始めからの雨量は()mm、流入量は() m^3/s 、全放流量は() m^3/s です。

【受信者側記入欄 月 日 時 分 連絡者 受信者 】

11. 洪水時解除のお知らせ

猿田ダムでは、()日()時()分、洪水時を解除しました。

なお、()時()分現在の流入量は() m^3/s 、全放流量は() m^3/s です。

【受信者側記入欄 月 日 時 分 連絡者 受信者 】

ダム連絡

放流開始の通知

河川水位の上昇に注意！

平成 年 月 日 時 分
大石ダム管理支所 発信者：

大石ダムでは 日 時 分から m^3/s の放流を開始します。
下流河川の水位上昇に注意してください。

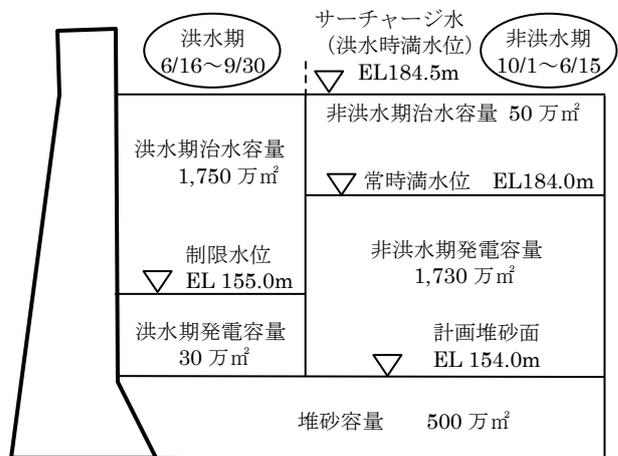
1. 放流開始の目的

放流開始の目的
大石ダムでは【 台風 低気圧 前線 その他（ ） 】の影響により上流域に降雨が【 予想される 降り出しました 降り続けています 強く降っています 】ので、【 予備放流 貯水維持 その他（ ） 】のため、放流を開始します。

予備放流	今後の洪水調整に備えて、貯水位を EL _____ m に低下させ、洪水調節に活用する空容量を確保する。
貯水位維持	今後の洪水調整に備えて、制限水位 常時満水位 EL _____ m を維持し、洪水調節に活用する空容量を確保する。
その他	()

2. ダム状況（日 時 分現在）（数字は速報値）

ダム情報	流入量	m^3/s
	放流量	m^3/s (ダム m^3/s +発電 m^3/s)
	貯水量	m^3/s



3. 雨量状況（数字は速報値）

ダム情報	種別	流域平均	観測所
	時間雨量	$mm/時$	
	累計雨量	$mm/時$	
		(降り始め～ 日 時)	

大石ダム情報

1. 音声ガイダンス TEL : 0254-64-1635
2. ホームページ インターネット : <http://www.river.go.jp/> 携帯サイト(i-mode) : <http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/i/>

<受信確認> 大石ダム管理所 TEL : 0254-64-2251 FAX : 0254-64-2439

発信機関	発信者	発信時刻	受診機関	受信者	受信時刻
大石ダム					

水防計画編 資料

資料 11-1 水防資機材等

(1) 村上地域振興局所有建設機械

グレーダー	タイヤドーザー	ジープ	ライトバン	計
5	7	4	10	26

平成 26 年度 新潟県水防計画

(2) 村上地域振興局所有水防資器材

資 材 名		単位	数 量
水 防 資 材	布袋類	枚	14,100
	むしろ	枚	120
	縄	k g	96
	杭木類	本	240
	鉄製杭	本	200
	鉄線	k g	270
	蛇籠	本	10
	ビニールシート	枚	102
	T型マット	枚	10
	ロープ	本	13
	吸着マット	枚	566
	異形ブロック	2τ	個
4τ		個	189
水 防 器 材	スコップ	丁	49
	掛矢	丁	10
	ハンマー	丁	10
	ツルハシ	丁	5
	鍬	丁	4
	斧	丁	2
	鎌	丁	9
	ペンチ	丁	13
	鋸	丁	14
	鉋	丁	10
	しの	丁	15
	カッター	丁	5
	照明器具	台	2
	一輪車	台	5
	鉄パイプ	本	59
	板類	枚	4
	救命胴衣	着	7
	ジャンボ土のう	袋	400
オイルフェンス	m	42	

平成 26 年度 新潟県水防計画

水防計画編 資料

(3) 村上市保有水防倉庫及び水防資器材

河川名		三面川	〃	鳥川	荒川	小俣川	大川	中継川	勝木川	〃	葡萄川			
補助・自営の別		自	補	自	自	自	自	自	自	自	自			
備蓄場所		羽黒町	岩沢	坂町	今宿	小俣	府屋	中継	勝木	北中	寒川		計	
資材名	単位	数 量												
水防資材	布袋類	枚	10,000	8,410	2,600	14,000	835	2,800	1,040	1,450	1,010	1,000		43,145
	縄	kg		135	180	30		30		50	30	30		485
	杭木類	本	100	215	70	10	45	114	50	14	165	14		797
	鉄製杭	本	100	328	40	35	40	384	29	30	30	49		1,065
	鉄線	kg	70	400	50	25	50	100	50	50	50	50		895
	ビニールシート	枚	50	51	25	50	6	94	9	18	7	15		325
	ロープ	本	5	4	12	2	4	9	4	2	4	4		50
油中和剤	缶													
水防器材	スコップ	丁	40	80	37	431	7	26	24	12	7	18		682
	掛矢	丁	6	14	13	10	5	13	5	6	1	6		79
	ハンマー	丁	3	9	4		5	12	4	5	3	6		51
	ツルハシ	丁	3	14	8	5	2	7	3	2	2	6		52
	鍬	丁												
	斧	丁												
	鎌	丁	16	7	15									38
	ペンチ	丁	15	11	21	4			5					56
	鋸	丁	10	7	13	7		5	2	3	3			50
	鉋	丁	8	12	20	4	2	13	4	1	5	5		74
	しの	丁	13	15	15	3		5	3	3	3	4		64
	カッター	丁	24	11	2			7	3	8	3	5		63
	照明器具	台			2	3		2						7
	一輪車	台	10				1	2	1		1	2		17
	鳶口	丁												
	鋤簾	丁						1						1
	鉄パイプ	本	6	34										40
	ビニールパイプ	本		2										2
	板類	枚												
	リヤカー	台			1									1
マサカリ	丁			11									11	
救命胴衣	着				30	2	10	2	4	12	9		69	
ジャンボ土のう	袋													
オイルフェンス	m													

(4) 備蓄ブロック (新潟県)

村上市柏尾ストックヤード テトラポット4 t型 50個 テトラポット2 t型 25個
 村上市鵜泊ストックヤード テトラポット4 t型 79個 テトラポット2 t型 12個
 村上市北赤谷ストックヤード テトラポット4 t型 60個

合計 テトラポット4 t型 189個 テトラポット2 t型 37

水防計画編 資料

資料 15-1 水防活動報告書

水防活動実施報告書

水防管理団体名

作成者
住所
氏名

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm							
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸							
日時	自 月 日 時 至 月 日 時							
出動人員	消防団員 人		消防団員 人		その他 人		備考 人	
水防作業の概況及び工法	箇所 工法							
水防の結果	堤防 効果 m 被害 m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます、俵				居住者の出動状況			
	麻袋、土俵				水防関係者の死傷			
	なわ				雨量水位の状況			
	丸太							
	その他							
水防活動に関する 自己批判 備考								

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防計画編 資料

資料 17-1 要配慮者利用施設一覧

施設の名 称	所 在 地	連絡先 (電話)	利 用 対象者	災害種別		担当	備 考
				水害	土砂		
さんぼく北小学校	堀ノ内526番地	77-2069	小学生	○	マ-3	学校	大川
山北やまゆり学童保育所	府屋313番地1	77-4820	小学生		マ-3	福祉	
佐藤診療所(温出出張所)	温出282	77-2960			マ-3	保健	週1~2回
株式会社ケアネット徳洲会 グループホームしおかぜ	勝木824番地2	60-5333	高齢者		マ-4	介護	
山北はまゆり学童保育所	勝木730番地	77-3050	小学生		マ-4	福祉	
山北おおぞら保育園	勝木730番地	77-2620	乳幼児		マ-4	福祉	
さんぼく南小学校	勝木20番地1	77-2893	小学生		マ-4	学校	
三面保育園	中新保50番地3	72-1230	乳幼児	○		福祉	三面川
三面小学校	中新保56番地	72-1042	小学生	○		学校	三面川
朝日学童保育所	小川29番地3	53-4711	小学生	○		福祉	三面川
猿沢小学校	猿沢2791番地甲	72-1025	小学生		マ-8	学校	
社会福祉法人村上岩船福祉会 障害福祉サービス事業所 みどりの家朝日	鵜渡路1999番地2	72-0288	障害者		ホ-8 マ-8	福祉	
上海府保育園	吉浦1456番地1	58-2026	乳幼児		ホ-7	福祉	
村上市精神障がい者地域活動 支援センター やまびこの家	肴町10番14号	53-5555	障害者	○		福祉	三面川
かんきち堂 デイサービスセンター	泉町9番25号	50-1611	高齢者	○		介護	三面川
第二保育園	庄内町9番3号	52-2488	乳幼児	○		福祉	三面川
社会福祉法人村上岩船福祉会 障害福祉サービス事業所 みどりの家	羽黒町1番3号	52-1930	障害者		ホ-9	福祉	
デイサービスシルバーケア ひかり苑	羽黒町11番21号	53-1156	高齢者		ホ-9	介護	
しぶや小児科医院	羽黒町11番23号	53-8787			ホ-9	保健	
県立村上特別支援学校	山居町二丁目16番29号	53-0448			ホ-9	学校	
デイサービスセンター きわなみ荘	九日市510番地	66-6301	高齢者	○		介護	百川
デイサービスセンター 新きわなみ荘	九日市510番地	66-6301	高齢者	○		介護	百川
神林学童保育所 (神林子育て支援センター)	九日市356番地4	66-7297	小学生 保護者	○		福祉	百川
西神納小学校	九日市503番地	66-7312	小学生	○		学校	百川
平林小学校	平林122番地	66-5009	小学生	○		学校	荒川
社会福祉法人青空会 知的障害者通所授産施設 すずかけ	川部1237番地	66-8045	小学生	○	ホ-11	福祉	荒川

※ 土砂の記号は、新潟県のメッシュ番号になります。

水防計画編 資料

資料 18-1 水防警報の発表形式（例：津波）

水防警報（河川・海岸）

種 類	出 動 ・ 解 除							
発表河川		基準水位観測所		第 号				
日時	平成	年	月	日	時	分	国土交通省 新潟地方整備局 羽越河川国道事務所	
番号	発 表 内 容							
1	平成 年 月 日 時 分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、 は、 mの津波が予想されています。							
	津波到達時刻は、 で 日 : 頃と予想されています。							
	津波の河川遡上により、 観測所では、はん濫危険水位を超えるおそれがあります。 水防機関は、出動し水防活動を行ってください。							
	水防活動の実施後は、速やかに避難してください。							
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。							
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。							

※ 緊急を要する時は、発表内容を適宜簡素化することができるものとする。

